鳥取市議会予算審査特別委員会総務企画分科会会議録

会議年月日	令和７年３月 10 日（月曜日）		
開　　　会	午前 10 時 17 分	閉　　　会	午後３時 11 分
場　　　所	市役所本庁舎７階　第１委員会室		
出席分科員 （８名）	分科会長　吉野　恭介 副分科会長　伊藤　幾子 分 科 員　坂根　政代　雲坂　　衛　米村　京子　浅野　博文 星見　健蔵　上杉　栄一		
欠席分科員	なし		
分科員外議員	加嶋　辰史		
事務局職員	議事係長　谷島　孝子　　調査係主事　小林　舞実		
出席説明員	【総務部】 総務部長　竹間　恭子　　次長兼総務課長　濱岡　直樹 総務課公文書管理室長　井上　拓也　　総務課課長補佐　蔵増　　彩 行財政改革課長　宮崎　　学　　行財政改革課参事　米田亜希子 行財政改革課課長補佐　黒田　洋太　　職員課長　入江　卓司 職員課課長補佐　前田　修次　　検査契約課長　河上　昌輝 検査契約課課長補佐　霜村　俊二　　財産経営課長　金谷　幸一 財産経営課課長補佐　中島　祥太　　資産活用推進課長　福井　一朗 資産活用推進課課長補佐　西川　裕二 【総務部　税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長　吉田　彰克　　固定資産税課長　中島　辰哉 収納推進課長　池原　章博　　市民税課課長補佐　谷本　泰志 固定資産税課課長補佐　渡邉　佳絵　　収納推進課課長補佐　中瀬　　淳 【総務部　人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長　谷口　恭子　　次長兼中央人権福祉センター所長　川口　寿弘 人権推進課課長補佐　中川　真理　　中央人権福祉センター参事　岡部　孝志 中央人権福祉センター総括主査　田中　隆志　　男女共同参画課課長補佐　川北　明子 男女共同参画センター所長　安本　哲哉 【危機管理部】 危機管理部長　森山　　武　　危機管理課長　田川　新一 危機管理課参事　中本　克章　　危機管理課課長補佐　北村誠太郎		

	【市民生活部】 市民生活部長　河口　正博　　地域振興課長　山名　常裕 地域振興課課長補佐　有田　　博　　協働推進課長　小森　毅彦 協働推進課参事　山根　優子　　協働推進課課長補佐　西垣　拓二 市民総合相談課長　前田　武志　　市民総合相談課課長補佐　白間　純一 次長兼市民課長　北村　貴子　　市民課参事　植田　光一 市民課課長補佐　田中　直美 【環境局】 環境局長兼生活環境課長　山根康子郎　　生活環境課参事　林　　公博 生活環境課課長補佐　池原　洋右　　環境局次長兼環境保全課長　上田　光徳 環境保全課課長補佐　西澤　直也 【総合支所】 国府町総合支所長　山川　泰成　　国府町総合支所副支所長　藪下　　昇 福部町総合支所長　米澤　裕治　　福部町総合支所副支所長　福山あゆみ 河原町総合支所長　九鬼　栄一　　河原町総合支所副支所長　前田　武彦 用瀬町総合支所長　太田　潤一　　用瀬町総合支所副支所長　岡本　秀一 佐治町総合支所長　下田　俊介　　佐治町総合支所副支所長　下石　直生 気高町総合支所長　中原　　登　　気高町総合支所副支所長　久野　明男 鹿野町総合支所長　岡本　幸子　　鹿野町総合支所副支所長　小林　克己 青谷町総合支所長　佐々木敏彦　　青谷町総合支所副支所長　田中　陽一
傍　　聴　　者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え　午前 10 時 17 分　開会

◆吉野恭介分科会長　それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

これより、質疑を行ってまいりますが、本日の分科会について、何点か確認をいたします。討論、採決を行うことができません。各部の議案審査終了後、分科会長報告に盛り込むべき事項の協議を行い、最後に、全体の取りまとめ、委員長報告に盛り込むべき事項の協議を行います。分科会長報告は、審査時における質疑、答弁、意見を報告するものですので、発言のなかったものは報告することができません。分科会長報告は、この分科会で確認をしたいと思います。以上、皆様の御協力をお願いいたします。

【総務部】

議案第 11 号令和７年度鳥取市一般会計予算のうち所管に属する部分（質疑）

◆吉野恭介分科会長　それでは、質疑に入ります。議案第 11 号令和７年度鳥取市一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。坂根委員。

◆坂根政代分科員　事業別概要書の 48 ページ上段、生活困窮者自立相談支援事業費についてお伺いをしたいと思います。まず、このたび、この生活困窮者自立支援法の改定があり、住まい相談員を置くことができるようになったと、このことで１名増員したいと、こういう案件があったと思います。ただし、先回の総括質疑でもあったんですが、業務内容を、もう少し説明していただきたいのと、あわせて、令和６年だったでしょうか、そのときの相談件数を見ますと、100 件余りだったと思います。その状況を見て、これは、どうしても増員が必要なものなのかどうなのか、業務内容、そして、実績を踏まえて、どうしても増員が必要かどうか、この２点をお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。まず、この住まい相談員については、生活困窮者自立支援法が改正されたことを受けて、その趣旨に沿った増員であるということが大前提ではあります。具体的な業務の中では、生活困窮者の方の中で、特に住まいの支援が必要な方について、通常の自立相談の相談支援員と連携を取りながら、こうスムーズに居住の支援をさせていただくっていうことになるんですけども、そのプランを作成したりとか、支援プランを作成したりとかいうことはございますけども、その受け入れていただく居住の先ですね、そこの一定のこう調整なり、あるいは情報収集をして、あらかじめ、こうすぐにつないだりすることができるような関係者等々との、こう関係づくりとか、そういったことが、基本的には重要な取組になってくるかなと考えております。

あわせて、例えば、入居のその書面上の手続ができたら、それでおしまいっていうことではなくて、一定、その後の生活についても、生活状況についても見守りをさせていただいたりして、あるいは、地域担当の相談支援員とも連携しながら、生活が安定するような支援もさせていただくっていうところも大事になってくるかなと考えております。

それから、相談の実態については、生活困窮者の窓口では、様々な相談をお受けするんですけども、生活困窮という看板がある関係で、一番多いのは、経済的な困窮とか、家計のことになるんですけども、それに次いで、住まいの相談っていうのが非常に多くなっておりまして、特に令和４年度、５年度と、住まいに関わる相談が増えてきている傾向がありまして、この現場の実態にも対応するような取組ということで、今回、この住まい相談員を１名増員をさせていただきたいというものでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　状況は分かりました。

もう一つ、続けて質問します。住まいの場合は、例えば、公営住宅は、これからは住宅供給公社のほうに委託をされるということになりますし、もう一つは、民間の住宅をどれだけ開拓をしていくのか、じゃあ、その相差はどうするのか、公営住宅に比べたら、民間住宅高いですから、そういう相差の問題はどうなっていくのか、この辺は、これからの課題なのかもしれま

せんけれど、その辺の民間住宅に対しての、取りあえず開拓ということは、この人の業務になるんでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

〇川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。そうですね、居住先の民間賃貸について開拓するというのも、一定、仕事になりますけども、これは、担当者１人でできることではございませんので、特に、鳥取県の居住支援協議会、鳥取市のほうも構成団体として入っておりますが、ここども連携を取りながら、仕組みとして、その民間賃貸をどう供給していくのかっていう辺りも、今後の取組にはなりますけども、そういった観点を持って取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。

　ちょっとここからは、質問ではなくて意見になるんですが、このパーソナル・サポーターの事業って、とても大事な事業だと思ってるんです。ですから、もう少し、その住まい相談支援員というものの、具体的なやっぱり業務内容を、これからのことになるかもしれませんけれど、やっぱりしっかり規定することと、あわせて、そうはいっても、担当者であって、全体的なパーソナルの仕事をされると思うんです。その際に、今回、例の、食料の関係での問題が出ましたけれど、そこで問われたのは、やはり伴走的支援がどこまでできるかと、特にあそこは、家庭、家計というかね、ああいう生活を、きちんとこう運営していくためのノウハウであるとか、そういったものを伴走的にやるということが、やはり私は、課題で上がってきてると思うんです。その辺をもう一度ちょっと整理をしながら、この事業の運営をしていただきたいということを、意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑ありますか。浅野委員。

◆浅野博文分科員　今、坂根委員からありましたけども、この生活困窮者の住宅支援というのがね、大変な取組になると思うんですけど、今のところの前のページ、47ページの下段になります。地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費の事業内容の⑤番のところですね、令和７年度一時生活支援事業より改称、住居のない生活困窮者で、収入等が一定水準以下の者について、一定期間内に限り、宿泊場所の供与等を実施するって書いてありますけど、ちょっとこの具体的な内容を、教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

〇川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。この一時生活支援事業については、今、委員のほうが御説明いただいた内容の事業なんですが、具体的には、更生保護施設の給産会が所有されている本館とは別に、自立準備ホームがございまして、これがいわゆるシェルターで、ここのを活用させていただく形で、給産会等、あるいは、更生保護観察局等とも、こう連携を取りまして、その自立準備ホームを活用させていただき、そこに一定期間入居させていただいて、その間に、当然、住まいと、あとは食事も提供させていただきながら、一定期間そこに、こう入所いただいてる間に、アパートでありますとか、仕事の就労でありますとか、そういった支援を、困窮の相談支援員のほうが、こう対応させてい

ただくというふうな事業になっております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　御説明ありがとうございます。この事業は、いつ頃から始まったのか、ちょっと僕、知らなかったんですけども、この始まった時期と、これまでの実績のところを教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

〇川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。具体的に、先ほど申し上げた、自立準備ホーム等を使用するという形で、こういわゆる契約的な中身が固まったのが、昨年度の実施からっていうことになっておりまして、対応としては、今年度３件の対応をさせていただいております。いずれも、もう本当に、今日は住むところがないといったような方に対応をさせていただいております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　ありがとうございます。今年度３件利用があったっていうことですけども、それ以前にも、僕のほうも、様々な相談があって、そういった受け入れるとこがないっていうことでね、大変困った事例が何件もありましたけども、これは大変ね、大事な取組だと思いますので、継続して、しっかり寄り添った対応をお願いしたいと思います。意見です。

◆吉野恭介分科会長　そのほか。星見委員。

◆星見健蔵分科員　事業別概要書38ページ下段、国土調査事業費について、この間のですね、総括質疑で、勝田議員のほうからも、若干質問がありました。それと、ちょっと角度を変えて、今日は質問したいと思います。このたびですね、新たな調査手法として、航測法が導入されたということであります。これは、屋内でモニターを見ながら計測するというやり方らしいですね。通常、やはり国土調査とかですね、そういったときの測量なんかは、やっぱり現場で、やっぱりその地権者を立ち会わせて行うというのが、通常のこれまでのやり方だったというふうに思うわけですよね。それが、その屋内でやる場合に、その地権者が出席をして、一緒に計測されるのか、その辺お聞かせください。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

〇金谷幸一財産経営課長　財産経営課、金谷でございます。御質問いただきました航測法、リモートセンシングデータを使った手法の場合ですね、通常ですと、委員様のほうからありましたとおり、現地に直接、関係者、業者、立会して、場所を確認していくんですけども、今回の場合は、あらかじめリモートセンシングデータというもので、筆界案を作成した図を作りまして、それを地権者の皆様に、公民館等に集まっていただいて、そこの図上で立会をするというような形で確定していくという作業になりますので、そのときに、地権者の方にも見ていただくっていうことになります。以上です。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　地権者の方にも見ていただいて、理解を得るということだと思います。それで、この経過及び背景の中にですね、１筆ごとの土地について、地目・境界を確認し、測量を行い、正確な地図と簿冊を作成し、閲覧後に法務局に登記するということになっております。

それで、特にですね、農地・山林、こういったところというのは、境界ぐいがなかったり、それから、植林された樹木を境界にされたりという地権者もあるように聞いとるわけです。それが、屋内で、現場を見ずに、正確な確認ができるのかというところがあるわけですが、その点についてお聞かせください。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

〇金谷幸一財産経営課長　財産経営課、金谷でございます。特に山林等、今お話しいただいたような、場所によって状況もあるかと思いますし、地権者の方によってはですね、やはり確実に、現場で確認をしたいというようにおっしゃられる方もいらっしゃると思います。この航測法を進めるに当たりましては、各地域で事前に十分説明をさせていただいて、御理解をいただいた上で進めさせていただきますが、どうしても現地のほうの立会をという方がいらっしゃいます場合には、そういったものも併用しながら、調査を進めていくという形になるかと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　このたび、用瀬地域を使って、モデル事業っていいますかですね、初めて試みられるということです。それで、結構、他地域に比べれば、その事業自体の実施面積が、かなり進むような感じに見えるわけですよね。それで、100 年かかると言われる、この国土調査が、この航測法を用いることによって、何年ぐらいスピード感を持って取り組むことができるのかお聞かせください。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

〇金谷幸一財産経営課長　財産経営課、金谷でございます。まず、航測法自体はですね、先ほど御説明した中、あと、質疑の中でも御説明をさせていただきましたとおり、現地に立会をしなくていいというところで、そういったところの測量の時間であるとか、そういったところもあって、通常の地上法というやり方に比べて、かなり作業が広範囲に一気にできるというところがメリットありまして、進捗率も、今年度、来年度実施の面積は、かなり広い面積ができるんじゃないかと考えております。

　これから、この航測法で実施したもの、令和７年度の状況を、一度しっかり分析をしまして、実際に、その円滑に進めていける方法としてできるかというところを確認しながら、ぜひともですね、こういったところを増やしていって、進めていきたいとは考えております。ただ、それが果たして、これからその 100 年、何年かかるというところがですね、どの程度まで縮められるかというのは、やはり国から予算を頂きながら進めていく事業である関係上、ちょっと今、何年とは言えないですが、これまでよりは、確実に早く作業が進められる部分があるのではないかという具合に考えているところです。以上です。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　こういう測量というのがですね、これまで近隣トラブルというのも、やっぱり非常に多いんですね。そういった中で、やはりトラブルを起こさなくして、そのお互いの隣接する方々との理解を得ながら測量が進められるということが、一番重要だと思うんです。そういった中にですね、近年、５代も６代も、相続放棄とか、相続をせずにですね、今日まで来

たというような地権者も、かなり国内にはおられるわけです。そういった所有者不明の場合、どのような対応されるのかお聞きをしたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長　財産経営課、金谷でございます。実際、この地籍調査がなかなか進めにくいポイントの１つとして、その所有者不明というところがあるかと思います。所有者に関しましては、事前に登記の情報でありますとか、その相続が、もし発生している場合は、そういったものも十分調べ、地元の方々とも話をしながら、所有者の立会をいただきながら進めていくという形になりますので、そういった所有者不明という形の土地が、なるべく生じないようにはするのですが、そういったものが出た場合は、また、そういう、特別な対象がですね、あれば、しっかりと調査をしながら進めていくという形になるかと思います。ちょっと今、具体的なところが、個別な案件ごとになりますので、それ以上申し上げられないんですけれども、そういった形で進めさせていただいて、なるべく解消していければと考えているとこです。以上です。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　やはり不明っていうところ、それも問題でありますけども、その地権者が、直接そういった立会いをされるということが基本でありましてですね、後でトラブルが生じたりということがないようにですね、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　ちょっと戻りますけど、住まい相談支援員のことなんですけど、この事業と、都市整備部のほうで、住宅セーフティネット事業っていうことで、民間のそのね、住居を、アパートとかを、こう高齢者とか障がいのある人たちに、こう貸してもらえるようなって、そういう事業をね、ずっとやってきてるんですけど、それとの関係は、この相談員さんと、支援員さんと、関係はどうなるのか教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。今委員がおっしゃられた、住宅セーフティネット法については、国交省の管轄になっておりまして、生活困窮者自立支援法は厚労省でして、今回のこの居住支援については、この両省が、こう連携して進めるということで、国のほうの動きも出来上がっておりますので、今後、市役所の中でも、担当部局とも連携を取りながら進めていきたいとは考えておりますけども、具体的なことについては、これから調整をしながら検討してまいりたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　これを見たときに、だから、国交省のほうが受皿づくりで、それで、受皿は一応できて、年数は決まってますけど、家賃補助なんかもね、あったりしてるけれども、そこに入居された後の、その後の生活の具合だとかは、きっと国交省は見ないんだろうなあと。じゃあ、そういう支援を加えるというか、プラスしていくということで、このたび、こういうね、住まいの相談支援員さんっていうのができたのかなあとは思ってるんですけど、単純にそんな理解でいいんですかね、大ざっぱな。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。生活困窮のほうの居住支援については、その個別支援の要素が強くなっておりますが、ただ、居住支援というのが、ただ単に、住まいを保障するってことだけではなくって、それ以降は、そこに入られてからの生活が、こう自立できるような支援でありますとか、あるいは、こう地域の中で孤立しないように、これは、重層的支援体制整備事業との連携になると思いますけれども、参加支援等の事業とも、こう関連づけて、孤立しないような取組をするとか、そういった包括的な取組が、今後可能になるかなあというふうに考えております。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。新たに採用、そういう方を採用ということになるのかなと思うんですが、どういった方を採用するかによって、やっぱりこう支援ができるんかでけへんのか、そういうことって、すごく、この人に対し、人に接するような、人を支援していくような仕事っていうのは、本当にこう、基本、誰でもできるような仕事じゃないなと思ってるんですけど、これ、どういうような方を、こう採用していくんでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。基本的には、社会福祉士をはじめとした、民間資格も含めて幅広でいいと思うんですけれども、そういうソーシャルワークが、こう理解できて実践していただける方、併せて、一定の相談支援業務に、こう実務経験がある方が望ましいかなというようなことで考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　そういう方が、こうすぐすぐ見つかるもんなのかなとは思うんですが、どうやって募集をされるんでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口でございます。今、採用の準備を進めているところなんですけれども、具体的に、今、人物が、もうほぼ確定しておりまして、資格については、隣保事業ソーシャルワーカーっていう、ソーシャルワークを勉強してる者と、あと、長らく人権福祉センターの中で相談支援業務に当たってきた者が、採用試験を受けていただくことができましたので、もうこの者を中心に進めていきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。いろんなね、相談に対応する方がおられるんですけど、基本、正職員じゃないっていうか、会計年度だったり、委託だったりっていうことになってるので、本当に、やっぱりこれ、少なくとも、市民なんですよね、困ってる方も。その市民に対応をする職員っていうのは、やっぱり私は正職であるべきだなっていうふうには思いますので、本当に大事なね、仕事を担う方がより一人でも多く、正職採用できるようにしていくのがいいなあと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　御意見ということで。そのほか質疑ありますか。浅野委員。

◆浅野博文分科員　事業別概要 37 ページ下段の総合支所整備事業費です。来年度は、青谷町総合支所と、国府町総合支所が整備にかかるっていうことですけども、この事業の経過及び背景のところにありますけども、総合支所は、地域振興・防災の拠点となる施設であるため、防災機能の強化と、及び、施設利用者の安全性、利用、利便性の向上を目的として整備する必要があるということで、これは大事なことと思いますけども、この防災機能の強化というところで、どういうところを考えられてるのか、教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

〇金谷幸一財産経営課長　財産経営課、金谷でございます。防災機能の強化という面では、やはり総合支所が、防災時の対応の拠点となるということで、今進めております主なものとしましては、いわゆる自家用発電設備を設置すること、あと、水道の関係で受水槽というところも、一定の期間、建物がきっちり機能するように設置をしていくというところで、そういったものがないところや、まだ、古くなって更新が必要なところがありますので、そういったところを順次させていただくのと、あと、建物自体の必要な改修ですね、外壁の改修ですとか、こちらの改修ということで、機能をしっかり発揮できるような改修を、今させていただいているっていう考えで進めさせていただいているところです。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　289 ページに、国府町総合支所整備事業費ということで、債務負担行為のところに出てますけども、この国府町総合支所は、袋川のすぐそばにありまして、この水害とかの心配もあるわけで、このことも含めて、具体的にどういうふうな取組っていうか、方向性を教えてもらえたらと思います。

◆吉野恭介分科会長　金谷課長。

〇金谷幸一財産経営課長　今のお話ですと、国府町総合支所自体が、その水害に対してのというようなイメージで御質問でしょうか。ちょっと今、そこに、具体的にというところが、対策の中で、この点がそれですということはないんですが、やはり、先ほど申しました、いわゆる外壁等の改修というところもあるかと思いますし、建物自体を、一部、はりを強化したりとか、そういったこともあって、建物自体がしっかりと強度を持つような形というのをさせていただくところも、そういった対応の一部になるかと思います。あとは、既存のキュービクルの撤去等で、そういったところの対応も考えているかと思いますが、ちょっとその水害で、今の水が、どう、増えてというようなところの想定というのが、どこまでしてあるかというのは、ちょっと今確認、特にしてないです。申し訳ないです。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　今お答えしてもらいましたけど、これから検討されると思いますけども、こういったこともしっかり、町民の皆さんが安心して避難できるように、そういった対応をしっかりね、整備していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。意見です。

◆吉野恭介分科会長　御意見ということで。上杉委員。

◆上杉栄一分科員　事業別概要書の 56 ページです。下の段の避難所環境等緊急整備事業費、これ、新規事業というくくりになってるんだけれども、能登半島の地震とか、この間の大船渡の大き

な山林火災等々で、先日、大船渡の避難所の、テレビで出てたんだけども、体育館の中に、いわゆる簡易トイレ、それぞれ、それこそ個々のトイレあって、それで対応して、その中で、こう避難の方が入られて、家族単位かちょっと分からんですけど、そういった状況で、今まであまり見たことのないようなっていうかな、以前でしたら、パーティションみたいな形の中で、雑魚寝っていうかね、そういうことが、言ってみれば、避難所のそういった姿っていうか、風景だったんだけれども、ちょっとこの間、あれを見たときに、これは恐らく、このたびの、その避難所の分にずっと、新交付金というのがありますね、ここに書いてある、新しい交付金が出て、総理が言ってるのが、その避難所というのは、100 年前と変わらんと。雑魚寝で、非常にそういった環境が悪いと、それを何とかしたいというような思いの中で、多分、こういった新しい国費も出たのかなっていうふうに思うんですけれども、この中で、事業の内容について２通りあるわけですけれども、（１）、（２）が。（２）については、緊急開錠システムの整備、これは、質疑か一般質問かなんかであったというふうに思うんだけども、その（１）のですね、いわゆる機器ですね、生活、良好な生活環境に資する簡易ベッドやパーティション等の資源、資材の整備っていうことなんだけども、これ、具体的に、鳥取市としては、これは、どういった、どういう、新しい資材で、それから、避難所の在り方っていいますかね、避難所の状況としたら、どういうそのイメージを考えておられるのか、その辺りについて教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　田川課長。

〇田川新一危機管理課長　危機管理課、田川でございます。避難所環境等緊急整備事業費の、この避難所の環境改善についてでございますが、おっしゃるとおり、新しい交付金というのは、災害関連死の防止をということを主な目的として、避難所で体調を悪くしたりとか、亡くなられたり、そういったことがないように、避難所の環境改善を緊急的に図ろうということで創設されたものでございます。

この（１）番の事業につきましても、鳥取市で避難所を開設した、開設した際に、よりよい環境で過ごしていただけるようにということで、具体的には、国が言っておりますのは、ベッドですね、今までは床で雑魚寝というようなことがありまして、付近を人が通って、粉じんが舞ったりとか、あと、腰を痛めたりとか、そういったことが多く、またそれも災害関連死につながるというような指摘もありました。

そういったところから、簡易ベッドを、発災当時からなるべく整備しようということと、あとは、パーティションといいまして、プライバシーを確保する観点から、仕切りを避難者のところに設定するというようなことや、あと、ＴＫＢという言い方をしておりますが、Ｔというのがトイレです。トイレに関しても、簡易トイレというものも、各小学校にも分散備蓄はしているんですが、断水になったときでもトイレが使用できるようにというようなことで、簡易トイレや、その処理剤なども置いているとこですが、このたびの予算では、プライベートテントを設置しまして、その簡易トイレにかぶせて、実際に用を足せたりということができるようにということで、トイレ環境の改善、Ｋはキッチンでございますが、これは、調理などの関係ですが、これも、ポータブル電源とセットで、ＩＨのコンロ、窯、鍋だとか、そういったことも、そのポータブル電源を使って整備できるようにしようというようなこと、あと、ベッドは、先

ほど申し上げたようなことということで、主に、この災害関連死防止を、このＴＫＢという観点から、充実・改善を図っていこうということで、小・中・義務教育学校を対象としまして、大規模災害時は、そういったとこが避難所に使われるという想定の下で、発災時から、先ほどのＴＫＢというような環境が、ある程度のものが提供できるようにということで、このたび新交付金を使って、分散備蓄をしていくというようなことを考えております。

ベッドにつきましては、１事業所、１小学校当たり20で、今５つ、既に分散備蓄してるんですけども、それプラスで25というようなことだったり、プライベートテントは10、あと、ポータブル電源は、新たに１つというようなことを発災時に用意して、その後につきましては、市のほうから持って行ったりだとか、県のほうも、配送態勢24時間以内に持っていくというような、今回、７年度予算で持っておりますので、後の対応は、そういったことにも利用しながら、取りあえず、発災時の対応ということで、今回整備するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　分かりました。能登半島地震についても、実際に、その地震で亡くなった人よりも、いわゆる災害関連死の方のほうが多いような状況があるというふうに聞いてるわけでして、となれば、やはりその災害関連死っていうことになると、避難所であったり、そういったところの環境を、いかに改善していくかということが、大きなあれだろうというふうに思っております。

他県といいますか、他の自治体によっては、例えば、その小学校等々については、いわゆるプロパンのガスの、何ていうの、配管といいますか、そういったところが、もう既に整備してあって、何かあったときには、都市ガスが全部駄目になった場合には、プロパンというような形で、そういったもので、その暖を取ったり、あるいは調理をしたりというような状況ができるというようなところ、それから、これは、特に、夏場・冬場についてのエアコンのことで、よくこれは議論があるんだけれども、この間も一般質問で、たしか、そういうのがあったのかというふうに考えたんだけども、こうして、政府が、国が、その防災についての、この生活環境は、いわゆる避難所環境の改善ということであるならば、その小学校、あるいは、中学校の避難所になる体育館等々については、教育委員会所管ではなくして、国の防災庁っていいますか、そちらのほうの所管の形の中で予算要求するという手も１つあるのかなあと。ですから、もちろん、その学校のその教育環境の改善はあるけれども、やはり、いざ、その避難所の場合に、その小学校の体育館等々について、冷房であったり、あるいは暖房は、あれ、その電気でなくてもあるけど、冷房等々についての、そういった施設環境の改善については、やはり国のほうにどんどん、それこそやっていかないけんというふうに思っております。これは、文科省の問題ではなくして、やはり危機管理の問題から、国のほうに、こういった避難所の環境改善のためには、小学校を避難所としての環境を改善するためには、さっき、このベッドや、そういったもん、もちろんあるんだけれども、やはりエアコンであったり、そういったもんについての、そういった要望を、どんどんやはり上げていかなければならないというふうに思っていますので、これも、先ほどの話と一緒になるけども、国のほうに、鳥取市だけではなくしてですね、全国でそういった要望を上げていただくというふうにお願いしたいというふうに思っておりま

す。以上です。

◆吉野恭介分科会長　御意見ということで。よろしいですか。そのほか。坂根委員。

◆坂根政代分科員　同じく、その 56 ページの下段の件です。今、配られているハザードマップには、例えば、何々体育館だったら、何人ぐらい収容できるというような、そういう目安があります。ただし、これは、実際、今回、ＴＫＢ、これが入る前の数値なんですよね。となれば、今後、この新しい、こういったことは、どう整備をしましたよということを含めてですね、ハザードマップ、防災マップを作り直す必要があると思うんですけれど、この辺については予算上がっていませんけれど、どうなんでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　田川課長。

○田川新一危機管理課長　危機管理課、田川でございます。ハザードマップ、防災マップのほうの作成の予算についてなんですけども、これについては、一般質問だったか、総括質疑だったか、どちらかでもお話が、一般質問ですかね、太田議員のほうでもあったかと思うんですけども、今回のこの避難所の環境改善というのは、防災マップのほうでちょっと反映しにくい部分にはなってまいりますが、防災マップにつきましては、その内水の浸水想定であったりとか、新たに７年度に、県の中小河川の浸水想定であったりとか、あるいは、国のほうが防災気象情報を改正するというようなお話もございまして、そういったことを含めまして、令和８年度に作成するようなことで考えているとこでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。

　もう一点です。例えば、そのキッチン等で、先ほど言った、ＩＨをしたりとか、様々なものを整備するということになりますが、その学校の電力というね、そのものがきちんと確保されるのかどうなのか、確保されない場合は、何らかの対応があるのかどうなのか、そこを教えてください。

◆吉野恭介分科会長　田川課長。

○田川新一危機管理課長　危機管理課、田川でございます。このＩＨにつきましては、ポータブル電源も、このたび新たに整備をすることにしておりまして、それも活用いただいたりでありましたり、あと、発電機のほうも、各小学校のほうにも配備しておりまして、そういったことも御活用いただけるかなと思っております。基本的に、停電のときの使用ということで、学校の電力を直接使用したりとかいうところの想定ではございません。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。もう一点、別件よろしいでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　どうぞ。

◆坂根政代分科員　49 ページの下段、地域食堂ネットワーク運営費についてお伺いしたいと思います。局長のほうからも、全員協議会のときに、こども食堂がかなり増えてきて、食材の配送等に関わる、そういったところで人員が必要になってきてると、こういうような説明がありました。ですから、１名を２名にして、その業務が十分行えるようにと、こういう提案だというふうに思っております。

そこで、例えば、そこのですね、ページの事業の経過及び背景のところに、一番最後のほうに、令和５年７月には、麒麟のまち地域食堂ネットワークと改称し、広域にわたり支援を強化していると、こういう実績が書いてあります。私が、これから質問したいのは、今はこの地域食堂の大事さということを広報していって、広域に広げてきたわけですけれど、この人件費は鳥取市だけが見るもの、人件費というか、この費用そのものをね、鳥取市だけが見るものなのか、それぞれ、今後、令和７年はこういう対応であろうと、今後は、麒麟のまち圏域の皆さんに見てもらうということも考えてるのかどうなのか、ここを教えてください。

◆吉野恭介分科会長　川口センター所長。

○川口寿弘次長兼中央人権福祉センター所長　中央人権福祉センター、川口です。現状で申し上げますと、今、御指摘のとおりで、本市の予算で、麒麟のまちで展開をさせていただいてるところです。基本的には、おおむね人件費で、コーディネーター役の役回りついて、予算負担をさせていただいてるということですが、それ以外の様々な各町の関係課でありますとか、それぞれの地元の社会福祉協議会さんとの連携の中で、マンパワーで進めてる取組もありまして、そういったものも全部こううまくつなげて実施をさせていただいてるところです。

あと、角度が少し変わりますけども、現在、この地域食堂ネットワークという官民連携のプラットフォームと、既に展開しとられております孤独・孤立対策の官民連携プラットフォーム、あるいは食支援の官民連携のプラットフォームと、官民連携プラットフォームが様々になってきておりますので、ここを一定、包括化するなり、こううまく効率的に動けるような形にしていきたいというふうな検討を進めておりますので、今、御指摘の点については、こういった中でも、検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。今、回答いただいたんですけれど、私も常々、あまりにもプラットフォームが多過ぎると。しかも、そういうプラットフォームで、様々な意見があったものを、どこで集約をきちんとし、どういうふうに決裁をして、きちんとその改善を図っていくのかという道筋が、見える化していかないといけないのではないかというふうに思ってるわけです。そこがちょっと今後の課題だというふうに思いますので、そこを追及していただきたいと思いますし、あわせて、やはり広域化を狙うんであれば、広域で、具体的にどういう課題があって、実際広域として、何を負担するのか。やはり、今後、これらのほうも、財政的なことも含めてですね、検討をする必要があるのではないかということを、意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑ありますか。雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　事業別概要39ページの下段、包括的施設管理事業費であります。これ、中山議員からも総括質疑でありましたし、本日、参考までに、令和６年度の予算審査特別委員会総務企画分科会報告の資料つけていただいておりますけれども、そこにも関連をして、県外事業者の参入により、地元事業者が不利益を被る懸念があると、１年前されて、地元事業者優先・育成するとともに、この導入に関わる効果・課題を整理して進めてくださいと求めているんですけれども、改めて、この委員会、私はいなかったですけれども、１年前、このように言って、

どのような効果・課題の整理をされたのか、地元事業者育成、優先・育成をするっていうことを求めましたけれども、どのように判断をされたのか教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。それでは、包括管理委託について、追加の資料を配付させていただきたいんですけれども、委員長よろしいでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　はい、どうぞ。お願いします。

○福井一朗資産活用推進課長　それでは、追加資料のほうで説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。まず、包括管理委託、こちらの現在の状況でございます。まず、１ページでございますけれども、事業内容ですけれども、本事業は、右下のですね、表のとおり、本庁舎・駅南庁舎など87施設の維持管理業務をまとめて、マネジメント事業者である日本管財株式会社へ委託するものでございます。あと、併せて130万円未満の修繕業務を含めております。本事業を導入することによりまして、専門知識を持った民間事業者が、各施設を横断的に包括的に管理し、施設の状態や詳細な情報が一定の基準で蓄積されまして、施設の安全と管理品質の向上、修繕業務につきましては、迅速かつ適切な対応が図れることが期待できるものでございます。

それでは、２ページ目を御覧ください。令和７年度の契約額でございます。令和７年度の契約額は、マネジメント・フィー、維持管理業務費などを合わせまして、４億3,009万7,000円となります。維持管理費は、人件費の上昇などもございまして、令和６年度と比較しましたところ、約６％の増となっております。これからも、この増額は続いていくのだろうなと見込んでるところでございます。

次に、先ほど雲坂委員のほうからありました、協力事業者の選定方法でございますけれども、市内事業者で対応できないエレベーターですとか発電機など、こういったメーカー保守点検以外は、市内事業者へ発注することといたしております。令和７年度は、この委託を切り替えた混乱を避けるため、従前の事業者にお願いすることとしておりましたが、参画のある事業者につきましては、見積合わせを行うなどしまして、業者を選定しております。令和８年度の、令和８年度以降の業者選定につきましては、再度、全ての業種について見積合わせを行いまして、また事業者の選定をすることといたしております。

市内事業者の発注状況ですけれども、既に本市の委託の出し方がですね、市内に本店または営業所を有する事業者ということで、もう既に縛りをかけておりまして、件数、金額とも、令和６年度と大きな変化はありませんでした。件数でいくと、令和５年度は81%、令和７年度についても、これからについても82%、金額については、両方とも約83%ということで、もう市内事業者もしっかり使ってるような状況でございます。

また、右側の表の、修繕業務の考え方でございますけれども、表の修繕業務は、これは、通常時のものとなりますが、修繕する、しないの判断は、鳥取市が行います。ただ、夜間・休日、こういった緊急で対応しないといけないものにつきましては、緊急で修繕を行いまして、後日、事後報告を受けることといたしております。説明については以上です。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　まさか資料が出てくるとは思ってなかったので、分かりやすい資料で。ここにも、次に質問しようと思っていた包括事業者、委託先ですね、ここの事業者、兵庫県西宮市に置く、日本管財ですね、ここをどのように評価をしたのか。ネットで見ると、今、全国の自治体で何件やって、シェア何十％で１位ですよって、いろいろあるんですけれども、いろいろ見ると、上水道・下水道ですね、私、前回の委員会が建設水道委員会で、以前から、この上下水道の外資参入には懸念をしていて、ぜひ、ウオーターＰＰＰを導入する、検討するとき、この計画とかに書かれる場合は、ぜひ検討してくれっていうことで検討してもらうことにして、委員会の中でしたんですけれども、この日本管財という会社について、どのような評価をしてるのか教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。日本管財株式会社は、やっぱり、全国で25自治体のほうでも、もう既に包括管理委託をされておりまして、専門知識も有しておりまして、私どもとしては、しっかりとしたパートナーだと考えてるところでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　デメリットとリスク、ぱっと頭に浮かんだのがですね、地域経済の波及効果がどうなるのか。市役所の決算だけで考えるのではなくて、この大手、県外の大手に、金額が多く発注することで、実際、鳥取市の地域経済の波及効果がどのように変化をしてるのか、前回のものでは課題を整理しと、効果と及び課題を整理して進めていただくようとしたので、こういったところを研究をされたのか。

　もう一つ、続けて、まとめて聞くと、ここが入り口となって、ウオーターＰＰＰなりの課題が、ここが入り口とならないかどうかというのも懸念をしておりまして、そのデメリットとリスクとを、どのように整理をされて進めておられるのか教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。包括管理、こちらにつきましては、事業が始まったら毎月、どういった業種をどこに出したか、その件数・金額をどこに出したかっていうことも、全てモニタリング、報告を受けてやっていこうかと思っておりますので、そこで十分、市内事業者の発注状況とかもチェックできると思ってるとこでございます。

　また、この日本管財が包括的にマネジメントをしていく、これによっての効果ですけれども、やはり修繕につきましては、簡易的な修繕、手持ち道具で終わるような修繕については、もうその場で、すぐ直していただくような形になっておりますし、市内事業者につきましては、また、日本管財と今回、手を組んで仕事をすることによって、また場合によっては、日本管財が他県でされてるような事業、こういったことにも進出できるようなことも考えられてるようなこともございますので、新たな事業機会の拡大っていうことも、寄与できるのではないかと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　ここからは意見です。改めて、１年前の分科会報告にもありますけれども、

この導入したことによる効果及び課題ですね、特に私が思ってるのは、地域経済の波及効果、ぜひ、これを算出していただいて、また、上下水道のウオーターＰＰＰの入り口になる懸念も拭えませんので、継続して研究していただき、ぜひ鳥取市、市の中だけではなくですね、鳥取市全体として、よりよい市政運営をしていただくようお願いします。

◆吉野恭介分科会長　竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長　すみません、少しちょっと補足をさせていただきたいことがありまして、地域経済への波及効果っていうことが１点あったと思うんですけども、日本管財さんは、地元採用の職員さんも予定をしておられて、その辺りでも雇用の創出というところで、地域経済への波及効果はあるものと考えておりますし、ウオーターＰＰＰのところの御懸念があるようにお聞きしたんですけども、全くないとは言いませんが、専門の分野が少し違いますので、その辺りもしっかり市の中で、部局横断して考えながら、対応してまいりたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　関連なんですけども、頂いた資料の１ページですね、これまでの管理体制と、それから、管理委託後の体制ということで、ここで見ると、よく分かるのは、これまで、各業務を個別に委託をしてたやつを包括で、事業者で一括して管理すると。それで、最初の２ページ目にですね、契約額を合計金額で４億 3,000 万円、マネジメント・フィーが 5,400 万円は、いわゆるこの包括事業者に支払うべき、支払うべきっていうか、それの管理業務が 5,400 万円。さっき報告で、昨年度のこの包括管理の金額が、そう変わらんという話だったですね、４億数千万円。ですから、金額的にどう変わっていくのか、もう一辺、そのメリットが何があるのか、その辺りを教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。包括管理委託の導入効果でございます。まず、民間、日本管財の技術者がですね、巡回点検、これを行いますので、建物の安全品質、こちらのほうが、自部署がするよりも、はるかに向上できるものと考えております。あと、施設担当者、こちらの施設管理業務が軽減されますので、通常業務に専念できるものと考えております。あと、契約・支払い業務、こちらを一本化いたしますので、事務コストの削減も図れます。あと、民間提案の発案もありましたので、より質の高い施設運営ができるものと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　確認の意味なんですけれども、要するに、その包括管理業務をしたから、修繕業務、いわゆる、その修繕費が安くなったという話じゃないんで、結果的には、そんなには、金額的には修繕費っていうのは変わらんだろうけれども、いわゆる事務のその事務総量からすると、今まで市が直接やってた分に比べると、それが非常に市の各課のボリュームがどんと減ってくると、そういったメリットがあるということでしょう。ですから、それはよく分かります。ですから、その管理委託することによって、市の負担が少なくなった分、それをどうするかということだと私は思うんで、じゃあ、それが、それこそ少なくなったから、よかったなで

はなくして、そうすると、要するに業務が減るわけですわね。だから、業務が減るということになると、今度は、それなりの業務をしっかりやっていかなければならないわけですんで、この辺りは、ちゃんと捉まえてやっていただいて、各担当課の業務が、これによって楽になったと、楽になって終わったということじゃ困るわけでしてね、その辺りは、ただ単に、いわゆる市役所の職員さんの業務負担を減るというのは、それ１つあるかもしらんけれども、それが、私は目的では困るというふうに思いますんで、そのことだけは、ちょっと指摘はしておきます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　ちょっと私も、この包括管理委託についてなんですけど、まず最初に、今日頂いた資料の２枚目なんですけどね、合計が４億3,009万7,000円なんですけど、総括質疑のときとか、総額４億2,921万とかっていうことを言われてて、ちょっと差額があるんですよね。その差額っていうのが、電話で聞いたら、学校のＬＥＤ交換の分も入ってますって言われたんですけど、もうちょっと、そこ説明してもらえませんか。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。伊藤委員さん言われたとおり、まず、事業費ですが、包括管理委託事業、４億2,921万でございました。実際の契約額は、４億3,009万7,000円でございます。こちらは、令和５年度の学校のですね、学校の照明が切れた場合に、ＬＥＤに取り替える費用、こちらも、今のままですと、学校がそれぞれ発注するのではなくて、これも包括に入れたほうが効率的だろうということで、こちらのＬＥＤの交換費用も含めさせてもらって、併せて契約させていただいたものでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　そのＬＥＤの交換は、学校から切れましたって連絡入れたら、この日本管財の方が直接されるっていうことなんですかね。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　この交換については、日本管財のほうが行います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　それは分かりました。それでですね、さっき上杉委員が言われたことに関連はするんですが、結局のところ、いろんなものを委託することによって、そこの部署の職員の数が減らされていく、これはよくある話で、他都市なんかでも、この包括管理委託をしてて、それについて効果はどうかと聞かれたら、職員何名削減できましたって、堂々と言ってる自治体もあるぐらいですから、だから、やっぱり職員の配置が替わってくる、その部署にしたら、職員が減らされた、そういうことにつながっていくんだろうなと思ってます。

　そこで、１つ聞きたいのは、この４月から、包括管理委託に出されるんですけれども、先ほど通常業務に専念できるとは言われましたけれども、職員の配置、どういう見通しですか。今よりも減らされるのか、それとも、どこかの課が言ってましたけど、総括質疑のときに、市営住宅のところ、今のところは職員の削減は考えてませんって言われたけど、確かに、それはスタートから、いきなり減らさんと思いますけど、これ、私は減らされていくんじゃないのかな

と思うんですけど、その点、どう見通し持っとられますか。

◆吉野恭介分科会長　竹間総務部長。

○竹間恭子総務部長　全体的な話になるので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。言うように、資産活用が、じゃあすぐ、たちまち人が減るかっていうと、人事異動の発表はこれからですので。ですが、最初の年度は、やはり、先ほどありました建築住宅の話もありますけど、軌道に乗るまでは、やはりしっかりしていかないといけないので、たちまちということはありませんが、言われるように、業務の量が減るということは、全体でその分を、ほかの業務に、その課だけで考えるのではなくて、市全体の業務の高により、その辺りは、しっかりと検討していくところだと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　そのことが、本当に、それぞれの所管課がやらなければならない仕事が、果たして本当に、ちゃんとね、できるのかっていう疑問は、私はあります。先ほど、通常業務に専念できるって言われましたけど、結局、ふだんやってる仕事で、余分な仕事ってないと思ってるので、全部がやっぱり通常業務になると思うんですよね。だからこう、そういう中で、ちょっと外に出すことによって、逆にしんどくなるところがやっぱりあると思うんですけど、こう、実際に導入されてるとこなんかは、やっぱり、間にその委託を受けた事業者が取りまとめてやってくれるにしても、一元的にやるにしても、間に入ることによって、その修理される、修理に取りかかるまでの時間がかかるとかね、やっぱりそこを、すごい課題だって言われてるんですけど、やっぱりスピード感をどうね、現場にしたらですよ、学校とか保育園にしたら、早う直してほしいわけだから、現場にとってのこのスピード感っていうものを、どういうふうにこう確保していくのか。そういったことは、その受けたところと、どういう話をされてるんでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。従前の修繕の流れですと、担当課から、市の本課のほうに、まず連絡があって、本課のほうの担当課が、現場に行って、見積りを取って、それで、直すかどうか判断して、補修に入るというような流れでございました。今回の場合は、各施設のほうが修繕依頼、これ、ちょっとシステムを使おうと思うんですけれども、そのシステム入れると、まず、日本管財が必ず現場に見に行きます。日本管財が現場を見に行って、見積りを取るようになり、どうするのかというのを、まず市のほうに伺いかけてきますので、そこで、市のほうが発注ゴーをかければ、すぐ修繕に入っていくような流れですので、かなりスピードは上がるものと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　これ、始めてみないと分からないんですけど、毎月毎月、いろいろ聞き取り、そういったこともされるって言ってるんですけど、やっぱり学校や保育園は、確かに助かるのかもしれないなと思っています、それは、学校や保育園はね。だけど、一番大事なのは、修繕してほしいところがちゃんと修繕されることが、それが大事なので、あくまでも、その判断は市だということなので、やっぱり前も言いましたけど、お金がないからとか、お金がだん

だんなくなってくるからとか、これ我慢してねとか、そういうことが極力ないように、それはしていただきたいし、この民間にね、こうやって出していくということが、やはり私は、行く行くは、市の職員の全体的な数を減らしていくようなことにつながるので、必ずしも、いいことづくめばかりではないなというふうには思ってます。以上です

◆吉野恭介分科会長　米村委員。

◆米村京子分科員　関連です。この２ページ目、１ページ目なんですけども、包括管理委託事業者っていうのが４月４日からということなんですけど、それで、次にですね、施設の状態を一元的に把握っていうので、施設１、２、３、４ってあります。それで、次の隣に、実施事業者、協力業者、１、２、３、４、５、６とありますけど、はっきり言いまして、包括管理してるところから、次の施設に、１、２、３、４のとこは、下請業者として理解したらいいんでしょうか。その辺のことをちょっとお伺いしたい。それで、次の施工事業者、協力事業者は、孫請事業者として理解したらいいのかどうかっていうことをちょっと教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。この協力事業者というのは、日本管財の下請っていうような位置づけになるかなと思っとります。

　それの修繕についても、孫請っていうのでなくて、もう日本管財から直接発注かかりますので、孫請っていうのは、ちょっと存在しないのかなという具合に考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　米村委員。

◆米村京子分科員　孫請っていうのはないのかなとは、言われるかもしれません。現実にね、施工するのは、このうち、下の下の下の施行者なんですよ。その辺のことをどこまで、じゃあ市としては理解されてるのかっていうことをお伺いします。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。私どもが、まず把握できるのが、日本管財がどの者に、まず委託をしたのか、あと、修繕については、日本管財がどの者に見積りを、見積りを取って、どう発注したのか、そこでございます。例えば、その修繕業務の中で、例えばＡ者が請けておったけど、Ｂ者も応援で入ったとか、そこまではちょっと把握できないとこでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　米村委員。

◆米村京子分科員　関連してですけれども、包括管理事業者が関わることによって、非常に訳が分かんなくなってます。ていうのは、最初は、もう鳥取市には私たち、もう修理になるだったら、出して、修理から、それでね、簡潔に下まで、ずるずると行ったんですよ、以前は。でも、これが包括管理委託業務が入ることによって、その間の、何ていう、鳥取市の建設屋さんですよね、修理屋さんですよ。それから、また修理屋さんに行くこの工程で、もう少し分かりやすい構図になってほしいっていうのが意見でございます。終わります。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　委員会資料の 25 ページなんですけど、犯罪被害者支援事業費で、御見舞金を出すという分で、これ、先ほどの消防団、そこでも聞きましたけど、この同性婚の方を親

族というか、そういう対象として見ている自治体があるんですね。それで、この見舞金については、最高裁の判決も出てるわけですよ、うん。同性婚も含まれてる、含んでいい、含むと見て取れるっていうね、そういう最高裁の判例も出てるんですけど、これは、県と一緒にやってる事業ですけど、鳥取県では、どういう扱いになってますか。

◆吉野恭介分科会長　谷口局長。

〇谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長　本市の見舞金につきましては、どういう方に見舞金を支給できるかという内規をつくっておりまして、その中に、事実婚の方も含むという、もともとの見舞金の制度もあるんですが、そこで、その同性婚の方も含むというふうにしております。その犯罪被害者の見舞金制度の手続につきましても、とっとり安心ファミリーシップ制度で、関連する行政手続にも、その辺り掲載をして、ホームページで公開をしているところでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　そういう対応してるのが、全国で14都府県だったかな、あるっていうことが、去年のマスコミ報道であったんですけど、じゃあ、もう鳥取県内は、もうそういうふうに、同性婚の方も対象にしてるっていうことでいいのか、それとも市だけですか。

◆吉野恭介分科会長　谷口局長。

〇谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長　見舞金の支給につきましては、各市町のほうで、実際に細かい規定をつくっておられるので、全市町がそうであるということではないとは思います。ただ、その同性婚の取扱いについて、県に協議といいますか、意見を聴きましたところ、支給が可能だということで、その取扱いにしてるところです。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。対象になってて、よかったと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　そのほか。坂根委員。

◆坂根政代分科員　先ほどの公共施設の包括管理委託の関連です。２ページ目の修繕業務 9,550万円算定をされております。この算定基準を教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。この9,550万円、こちらの内訳でございますけれども、まず、修繕業務、こちらの内訳でございますが、過去の実績です、約1,100件ぐらいの年間の修繕費、こちらに要した費用が約9,500万円でした。その9,500万円と、あと、今回ＬＥＤとか、この辺の費用も含めまして、9,550万円と見とるとこでございます。もし、使い切らなかった場合は、精算ということでございますので、枠として確保している状況でございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。使い切れなかった場合はありましたけど、使い切って、なお足りない場合はどうでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課、福井でございます。その修繕内容をですね、内

容をしっかり精査しまして、もし直さなければいけないということでしたら、また本委員会のほうに、また補正をお願いすることになると思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　よろしいですか。そのほか。雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　先ほど、部長さんのほうから、新しく市内に雇用も生まれる予定だと御発言がありまして、そこで聞けばよかったんですけれども、人数、もしお分かりになられれば、予定人数と、正規・非正規、内訳も、もし分かれば教えてください。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　資産活用推進課の福井でございます。今回の包括管理委託導入に伴いまして、駅南庁舎の５階のほうに、管理センターを開設しております。こちらのほうに、鳥取市内から、新規で正職員の４名、採用になっております。あと１人、日本管財に在籍されてた者が異動で駅南のほうに入りますので、５名のうちの４名が新規採用でございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　全て正規職員ということでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　福井課長。

〇福井一朗資産活用推進課長　正職員でございます。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　事業別概要書の 35 ページの下段のところで、長期借入金元金償還金なんですけど、ここの財源内訳のところのね、国・県支出金の 1,331 万 2,000 円って、これはどういうお金ですか。

◆吉野恭介分科会長　宮崎課長。

〇宮崎　学行財政改革課長　行財政改革課の宮崎です。財源内訳の国・県支出金につきましては、これは、県支出金でございまして、工業団地の整備に関する償還部分の一部を、県から補助金として受け取ってるものでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。よくね、記載するときに、償還分の何％返ってくるっていうのがありますよね。これ、新年度は 92 億ぐらい返済するんですけど、そのうち、大体その交付税措置っていうのは、全部ひっくるめて、どれぐらい入ってくるもんなんですか。

◆吉野恭介分科会長　宮崎課長。

〇宮崎　学行財政改革課長　行財政改革課の宮崎でございます。交付税の算定の中で、公債費という区分がありますけども、そのほかの個別に、例えば道路に関する費用とか清掃費の中にも、一部起債の償還部分の財源措置はありますが、交付税の公債費という区分に関しましての需用額で今算定しておりますのは、50 億円程度で算定しております。これに加えて、ちょっと現時点で、数字は持ち合わせておりませんけども、道路整備の償還部分とか、あと、可燃物の償還部分は、それぞれ清掃費とか、道路供用費で上がってきますので、もう少し、足した額が交付税措置されているものと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　それぐらい交付税措置をされてるものと思っとるっていうふうに言われたんですけど、それって、例えば決算のときに、はっきりと分かってくることですか、何ぼ入りましたって。この償還分の、よくね、７割交付税措置とか、５割交付税措置とかって記載するけれども、それが、思われるじゃなくって。

◆吉野恭介分科会長　宮崎課長。

○宮崎　学行財政改革課長　行財政改革課の宮崎でございます。交付税の算定の中に、それぞれ項目がございまして、それを全て足し上げると、交付税措置の額が明らかになりますので、決算というよりは、決算の段階で、実際の償還額が確定しますし、交付税の決定段階で、交付税措置の額が決定しますので、それらを比べることで、どのくらい措置がされてるのか分かることになっております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。何かその、国は出す出す言うけど、本当に入れてるのかしらみたいなね、そこが本当に、どう確かめればいいのかなと思って、聞かせていただきましたけど、なかなか、ちょっとはっきりするもんではないのかなっていうのは思いました。

　もう一つ、いいですか。男女共同参画かがやきプランを、新年度はつくられることになるんですけど、ちょっと第４次と比べて、内容的に変わるところがあれば、教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　川北課長補佐。

○川北明子男女共同参画課課長補佐　男女共同参画課、川北です。次期プラン、５期プランへの変わる部分ということですけども、方向性としては、政策方針決定過程への女性の参画拡大への取組ですとか、あと、女性の能力発揮、エンパワーメントの推進ですとか、あと、女性活躍推進と多様な働き方を可能とする職場環境への整備ですとか、困難な問題を抱える女性の支援などになります。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。この男女共同参画かがやきプランの中で、このジェンダーギャップのことっていうのは、ちょっと、どういうふうな位置づけになってるのかなと思って、すごくこのジェンダーギャップっていうのは、年々やっぱりね、この問題って、すごく何かやっぱり大きくこう取り上げられてきてるなあと、やっぱり思ってまして、そもそも、何でジェンダーギャップがあるんだっていうね、ところで、ただ単に、女性活躍がどうのこうのって言ってるだけじゃ駄目で、本当に根底にある、やっぱり一人一人の意識っていうことが、すごく今、問われてきてるなあと思うんですけど、このジェンダーギャップっていうね、ところが、このかがやきプランの中で、何かこう特別に、強調していこうと考えてるのかどうか、その点はどうですか。

◆吉野恭介分科会長　川北課長補佐。

○川北明子男女共同参画課課長補佐　男女共同参画課、川北です。実際には、来年度、鳥取市男女共同参画審議会に、いろんな意見を求めるんですけども、今後の取組をしていきたいと思います。ありがとうございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　このジェンダーギャップについて、すごく自治体で取り組んでるところがありまして、それで、このジェンダーギャップっていうのは、本当に市民生活、こう基本全般にわたることだから、学校教育の中だったり、それこそ自治会の中だったり、いろんなところで、やっぱり考えていこうっていうことで、そもそも、何で女性が都会に出たら、何で地方に帰ってこないのかっていうところにもこうつなげて、やっぱりこのジェンダーギャップ問題って考えて、いろいろ、どうしていったらいいのかなっていうね、いろいろこう対策をやっぱり考えてる自治体ってあるんですよね。それを私、知って、はあ、そうそうそう、なるほどなと、すごく、すごく興味を持って、やっぱり地方と都会の違いって、いろんなものがあるとか、ないとか、そんなことだけじゃないんですよね。やっぱり、こう根強い何か、昔からの考え方とか、習わしとか、意識とか、もう知らないうちに、このジェンダーギャップっていうのが、もう至るところにあってっていうようなところに嫌気が差して戻ってこないみたいなね、そういったような話もされてて、私、ちょっとやっぱり、このジェンダーギャップ問題って、やっぱり今こそね、せっかくかがやきプラン改定のときなので、やっぱり議論の結果、どうなるかは分かりませんけど、やっぱり、まずは議論していただくっていうことが、すごく大事だと思いますので、ぜひ、その点は問題提起としてね、上げていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　谷口局長。

〇谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長　人権政策局、谷口でございます。ありがとうございます。現プランでは、主に、その男女共同参画の理解促進でありますとか、あとは、その地域におけるところでいいましても、男女共同参画の推進というところで、啓発とか、理解ですとか、あとは、働く場における、やはり啓発・理解の部分が大きくてですね、人権政策局としても、なかなか理念でとどまるのかということは、私自身もよく思っているところでございます。今後は、その働く場における男女共同参画、誰でも活躍できる社会をどうつくっていくのかというところの議論が大切になってくるかと思いますし、今回の２月定例会でも、そのアンコンシャス・バイアスのことについて、よく御質問をいただきました。皆さんの持っているその無意識の偏見なり、そういったところの解消が、今後は必要になってくるだろうというふうに思っております。

　それから、このプランをつくるに当たりまして、国や県も、同時期にプランをつくっていきますので、そういったところも注視しながら、社会全体で取り組む課題として、取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　よろしいですか。そのほかありますか。質疑はこれで終結したいと思います。審議の終了した部署の方は、ここで退席ください。お疲れさまでした。

議案第 15 号令和７年度鳥取市土地取得費特別会計予算（質疑）

◆吉野恭介分科会長　それでは、引き続きまして、議案第 15 号令和７年度鳥取市土地取得費特別会計予算になります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介分科会長　質疑なしと認めます。

議案第18号令和７年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算（質疑）

◆**吉野恭介分科会長**　続きまして、議案第18号令和７年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**吉野恭介分科会長**　質疑なしと認めます。

これで、執行部におかれましては、これで退席ください。お疲れさまでした。

分科会長報告の取りまとめ

◆**吉野恭介分科会長**　それでは、これより、分科会長報告の取りまとめを行ってまいりたいと思います。皆さんから出た意見の中で、集中したものもありますが、どういった盛り込みの内容にしたらいいのか御意見がございましたら、順次発言をお願いします。できれば、総務部の関係で、１項目上げさせてもらいたいなと思っております。上杉委員。

◆**上杉栄一分科員**　意見がたくさん出たのは、包括管理業務です。これは、昨年の、さっき雲坂委員も言ってたんだけども、昨年の総務企画委員会での、いわゆる委員長報告の中で、昨年は、特にこれから業者を決めるというような状況の中で、非常に委員の中からは、地元業者が本当にしっかりと、これがその中に参画できるかというような不安といいますか、そういった疑問もあっての、意見を上げたということですので、今度は、それはそれとして、一応、業者は決まり、要するに協力会社というか、それも、これも大体決まったと。問題は、さっきの、後の、これから、いわゆる事業者が１年間事業する中で、その市の体制がどうなるかと。よく、今日のお話の中でそれがあったのですけれども、その辺りのことが、今後の、言ってみれば、大きな課題になるのかなというふうに思ったもんですから、私としては、これがいいのかなというふうには思いますけれども。

◆**吉野恭介分科会長**　今、上杉委員のほうから、包括的施設管理事業費の内容がいいではないかという御意見がありました。あと、質疑の当初に、生活困窮者の話も出たかもしれませんが、皆さんがこの包括的施設管理のことでよろしいですか。伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副分科会長**　私も異論はないんですけど、そのポイント、このね、その包括管理委託の中でもいろいろ出ましたから、そのポイントをちょっと確認をしておいたほうがいいかと思います。上杉委員が言われた、ちゃんとして、リピートできませんけど、要は、こう出した、委託をするということで、市のほうの仕事が楽になっただけじゃいけんみたいなような。何かそんなことを言われたですよね。

◆**上杉栄一分科員**　だから、まあ、何のための、それこそ包括管理委託で、市の職員の事務量が減って、それでよかったっていう話にはならんということで。だから、それを伊藤委員のほうから、要するに、人を減らすことについてはどうなのかというようなこと、これはちょっとニュアンス、私のあれとはちょっと違うんだけども、何のためのというと、市の職員の業務量を減らすことが、もう一番の問題ではないはずなんでね、その辺りはしっかりと、やっぱり包括管理業務としては、今度は、いわゆるマネジメント会社がちゃんとやってくれるということだ

ろうけれども、それで要するに、その浮いたっていうかね、それによって、普通の各課の仕事量が減った分を、これをいかに、これからその各課っていいますか、ただ人材だけ減らして、よかったなっていう話には多分ならんと思うんで、そのことは、伊藤委員がおっしゃったようなことだと、私は思います、うん。だから、どういうふうにまとめるかなんですよ。

◆吉野恭介分科会長　そのほか盛り込みたい包括管理委託の内容ですが、ありますか。執行部のほうからは、業務の市民サービスの品質が上がりますというか、上げたいっていう感じだったかも分かりませんが、そんなことも１つは言われてたのかなというのはあるかなと思います。委員の中で出た意見として、盛り込みたい内容、そのほかありますか。雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　上杉委員さんのほうからも、金額がどう変わっていくのかという御発言もありましたし、米村委員さんのほうからも、これは孫請になるのかということもありました。パーセントで、包括前・包括後あるんですけれども、実際、気になるのは、しっかりと益が残っているのか、地域の事業者にですね。それが回り回って、鳥取市の地域経済の波及効果、私の、ちょっとかぶりますけれども、恐縮ですけれども、地域経済の波及効果をしっかり算出してくれという主張と重なってくるのかなと。部長さんの言われた、正規で４人、もっといるのかなと思ったんですけど、４人というプラスと、さっきのところと、中抜きっていう表現はおかしいですけれども、日本管財、日本（にっぽん）管財ではなくて、日本（にほん）管財ですね、日本語読みで、日本管財の益と、てんびんをかけたときに、本当に地域経済の波及効果がどうなっていくのかという、そういったところの懸念っていいますかね、そういった。もうちょっとまとめると、金額がどのように推移していくのかという上杉委員さんの発言のところを入れて、強調していったらどうかなと思いました。

◆吉野恭介分科会長　ありがとうございます。雲坂委員にまとめていただいたような感じもしますが、どうですか、今言われたようなので。坂根委員。

◆坂根政代分科員　私も、大筋はそうだと思いますけれど、雲坂委員が言われるより、ちょっと細かいことなので、あまりにも。そうではなくって、これがスタートをすると。スタートをして、具体的に、地元業者がやはりこう末永く潤っていくような、こういうことに留意していただきたいということと、もう一つは、市の職員の職務が、本当にきちんとこう徹底をする、市民サービスのほうに向けた徹底になるようなというような、この大きく言うと２点だったのかなというふうに思います。ただ、市民サービスという言葉を使ってないので、そこが言えるかどうかというところが、ちょっとクエスチョンかなというようなとこだと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　よろしいですかね、このようで。

確認ですけど、自分も、会議の中で確認すればよかったですけど、この頂いた追加資料の２ページ目の左下が、市内の事業者に発注する割合、８割ぐらいが市内に経済、地域循環しますよっていう理解をしたんですけど、皆、その理解でよろしいですよね。

じゃあ、今出された意見を、正副委員長、事務局でまとめて、また提案させてもらいます。

これで、予算審査特別委員会総務企画分科会を終了します。再開は午後１時とさせてもらいます。

総務企画委員会に切替え　午前11時56分　休憩

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え　午後１時19分　再開

【市民生活部】

◆吉野恭介分科会長　それでは、これで総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

議案第11号令和７年度鳥取市一般会計予算のうち所管に属する部分（質疑）

◆吉野恭介分科会長　それでは、議案第11号令和７年度鳥取市一般会計予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

○北村貴子次長兼市民課長　委員長。質疑の前に、申し訳ありません。

◆吉野恭介分科会長　北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長　市民課、北村でございます。事業別概要の訂正について御報告いたします。事業別概要、89ページ上段でございます。項目名、総合窓口管理事務費でございますが、事業の実績の、総合案内の実績中の令和４年度の実績数が、１万5,926件となっておりますのは、11万5,926件の間違いでございます。訂正して、おわび申し上げます。大変お手数をおかけしますが、訂正のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　繰り返します。1万5,926件ではなくて、11万5,926件ということですね。訂正をお願いします。

それでは、質疑に入りたいと思います。令和７年度鳥取市一般会計予算の質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一分科員　88ページです。コールセンター設置運営費、一般質問、質疑があったと思うんですけれども、これ、前年度予算額が8,500万から5,200万と、3,000万ほど安くなったっていうか、少なくなったわけですけれども、これについて、もう一度、このいきさつについて、説明をお願いします。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　市民総合相談課の前田でございます。今回、令和７年度につきましては、まず、運営費ということで、年間の運営費が5,219万1,696円とですね、あと、緊急時の対応ということで、事業所が岡山市内にございますので、その公用車での日帰りということで、旅費を7,000円計上しております。あと、ファクスの回線使用料ということで、月に3,700円ということで、年間４万5,000円、あと、災害時での緊急業務ということで、通常業務とは別に、災害等の発生の際に、コールセンターも併せて開設をするということで、２回分予算を要求をして、10万1,000円要求をしております。合計で5,234万6,000円ということで、計上させていただいております。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　去年までっていうか、これは、市内にコールセンターがあって、従来の前業者から見積りを取ったら、かなり金額の高い提案があったというような経過の中で、公募を行

って、県外の業者が、このたびこの5,200万で受けたんだけれども、この3,000万円あった相差っていうのは、何があったんですか。その辺りちょっと教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　失礼しました。まず、今回ですね、令和７年度の当初予算に当たりまして、６年度、構築費、運営費とは別にですね、令和６年の９月１日に新しい事業者に交代をしましたが、令和６年度の当初から構築費ということで、職員の養成も含めて、あと、システムの導入費、あと、ネットワーク回線の設備費ですとか、そういった構築に係る費用というものを含めておりました。こういったものが、令和７年度の当初では、全額、これは計上しておりませんので、それらがもう不要となるということで、合計で2,746万1,000円減額になったというようなとこでございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　前の業者、事業者の年間のこの委託料っていうのは、さっき2,700万というもん外して、大体同じ、このたび提案があった5,200万と、どれぐらい違ってますか。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　市民総合相談課の前田でございます。昨年までの委託業者は、毎月当たりでいきますと、30万円違いますので、年間でいきますと、400万弱ぐらいの、かなり今の業者のほうが安くなっております。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　昨年のその状況からすると、要するに、契約期間が切れて、新たな契約を結ぶという状況の中で、従前の業者から出た見積りが、かなりの金額が上がったと、従来に比べて5,000万だったのが、例えば7,000万、8,000万というような、そういった見積りが出たということで、これじゃあ、とてもそれこそ、新たな、またその業者選定をしなければならないということで、このたびの新しい業者になったというふうに思ってるんです、その経過からすれば。違いますかいな。それで、続けます。それで、最終的には、事務所が岡山にある、そこの業者に決まったんですけれども、これ、昨年のこの委員会もそうだし、本会議でも、賛成・反対と討論があったわけでして、県外業者に出したことについては、大きな問題があるんじゃないかと。要するに、いわゆる市内の雇用がなくなったというようなこともあるんだけれども、最終的に、このコールセンター設置・運営、設置が、県外の業者で決まったということで、これから進めるんだけども、そのメリットっていうのが、前業者と、どういうメリットがあって、今のこのたびの新たなこの設置、運営事業費として計上されたのか、そのことをちょっとお伺いします。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　市民総合相談課の前田でございます。まず、メリットというんでしょうか、これは、今、ＮＴＴの系列の会社に、コールセンター委託をしておりますが、全国的な規模で、そういったコールセンター業務を、自治体の受けておられますので、そういったノウハウですとか、いろんな蓄積をされたことが非常に多いということで、そういった面では、非常に効果があるのではないかというふうに考えております。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　そういったメリットがなければ、わざわざ県外に業者発注をするということについて、これ、去年のこの議会でも反対もあったわけですんで、なぜここ、県外の業者をしたかと。それは、やはり、当初、これは表に報告あったかどうか分からんですけれども、従来の業者から、新たな見積りを求めたら、かなりの金額で、全くそれではついていけないというようなことから、その県外の業者という話になったというふうに、私は認識しているんでね、その辺りで、ただ単に、ＮＴＴで、全国的な展開があるから、それがメリットがあるというだけのもんでは私はないと思ってますんで、その辺りについて、もう一度、そのいきさつを教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　白間課長補佐。

〇白間純一市民総合相談課課長補佐　市民総合相談課、白間でございます。まず、すみません、１点訂正させていただきます。先ほどですね、令和７年度のＮＴＴマーケティングアクトの運営費と、昨年度までのアイネットサポート社、今年が若干安くなっているっていうふうに、回答したと思うんですが、厳密に言いますと、昨年度よりは約 300 万円程度は上がっております。これは、もちろん５年前と比べると、人件費も上がっておりますので、これは致し方ないのかなと。ですので、月額でいえば、約 25 万円程度増額になっております。

　それから、ＮＴＴのメリットということで、確かに、ＮＴＴマーケティングアクトは、業界ナンバーワンということもありますが、ただ、本当にそこにしてよかったなと今思えるところで言いますと、正直なところ、前回のアイネットサポート社さん、コールセンターに関する苦情というのが、日に何本も入っておりました。ところが、９月から新事業者に替わったところなんですが、今日現在、一般市民の方からの苦情っていうのが、待たされたというような内容で３件、たった３件です。その代わりですね、やはり、庁内に転送が多いということで、庁内の職員からは、もうちょっと踏み込んだ聞き取りをしてもらいたいというような御要望を約 20 件ぐらいいただいておりますので、その辺をちょっと調整しながらですね、やっていけばもっとよくなるのかなというところで、ＮＴＴにして、本当にいろんなこと含めて、ちょっと変な言い方になりますけど、すごくよかったと感じております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　分かりました。この総務企画委員会の議論の中で、前の業者については、独立した鳥取市のコールセンターだけではなくして、ほかのところも兼務してやってるんじゃないかというような、そういった意見もあったわけでしてね、ですから、新たな業者になっては、もう、これをもう専門的にやってるんで、さっき言った、そういったクレームもあんまり、ほとんどないということであるならば、そういう説明をしていただければ、よく分かります。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　同じ箇所のところなんですが、事業の実績を見ますと、令和４年、令和５年、令和６年、令和６年は 10 月末現在という形になっておりますが、入電数がだんだん少なくなってきている、これはどう評価したらいいんでしょうか、教えてください。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　市民総合相談課の前田でございます。まず令和４年から令和５年にかけて、２万件弱ぐらい件数としては減っておりますが、こちらは、いろんな各課の、例えば給付金の関係の問合せがコールセンターのほうにたくさん入ってきましたというようなこともありますし、あと、ワクチン接種の関係ですとか、そういったコロナに関連するような問合せ、こういったものが市に入ってきたというようなことが、かなりございました。令和６年度につきましては、そういった一定の問合せが、少し落ち着きまして、通常の問合せといいますか、電話に変わってきたというような状況がございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　事情が分かりました。ありがとうございます。ただ、ちょっと、ここからは要望ということになるかもしれませんが、先ほどの白間さんの答弁を聞いてもですね、例えば、簡単な取次ぎだけではなくって、やはりこう担当部に回すというね、そこがちょっと煩雑さを業務として感じてるという職員の声があったということですね。そしたら、それを、どう改善していくのかというのは、何のためにコールセンターを設けて、例えば、自分たちが、より業務を深化させていくというね、このためにこれ、設けられてると思うんですが、そこの改善を、どう図っていこうとしてるのかというところをちょっと教えていただきたいし、または、今後であれば、それをやっていただきたいなと思ってるんですが、どうですか。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　今、コールセンターにつきましては、まず、一元的、鳥取市のいろんな問合せをですね、ダイヤルインで各課につなげるんではなくて、まずはそのコールセンターに、一元的にお受けをするというようなことをしております。その中で、まず、コールセンターのスタッフで全て対応できるものにつきましては、そこで完結をするようにしております。ただ、特にその担当課でないと分からないような案件、そういったものもございますので、そういったものについては、ＦＡＱですとか、あと、市のウェブサイト、そういったものを通じて、コールセンターのスタッフでも答えれるようにしておるんですけども、そういった、まず、連絡がありましたら、そこで電話をずっとつないだ状態で、最終的に転送するということを避けなければいけませんので、そういったことも、かなりこれまでは見受けられたんですけども、そういったようなことで、すぐ概要を取りまとめた上で、転送するとか、完結をするということで、その辺りは考えておりますが、もう少し精度を上げていく必要もあるなというふうに考えとるとこです。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　これからも感度を上げていただくという、こういう回答をいただいたので、その方向でしていただきたいと思いますけれど、やはり毎年毎年、何がよくって、どういう課題が上がったのか、やはりこの検証は必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　私も、このコールセンターのとこなんですけど、令和６年度の 10 月末現

在っていうことは、９月から新しい業者に、今の業者にね、替わったっていうことだから、この、その１か月含めたデータになってると私は理解してるんですけど、まず、それは間違いないですよね。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

〇前田武志市民総合相談課長　間違いございません。９月から、９月、10月と、新しい事業者になっておるところでございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　それで、私が知りたいのは、その９月１か月間だけの、この数字がどうだったのかっていうね、それで、結局応答率だとか、あと、コールセンター回答率だとか、この回答率見たって98.7％って、前の年よりも上がってるんですよね。だけど、先ほどの話を聞くと、苦情の件数は少ないかもしれないけれども、担当課、庁内でいえば、もうちょっと、ちゃんと聞き取ってよみたいな意見もあったっていうことなので、ちょっと本当に、済んでしまった業者のことはもういいので、その今受けてるところがね、やっぱりどうだったのかっていう、この１か月のデータもあるわけなので、ちょっとそれは別で、もしそこの分、資料で頂けるんだったら、もう後で構いませんから、この分科会にちょっと出していただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　前田課長。

〇前田武志市民総合相談課長　市民相談課、前田でございます。資料的なものはですね、取りあえず９月分だけということでもよろしいでしょうか。

◆伊藤幾子副分科会長　はい。

〇前田武志市民総合相談課長　分かりました。

◆吉野恭介分科会長　そのほか質疑はありますか。浅野委員。

◆浅野博文分科員　79ページの下段の中山間地域・地域遊休施設活用支援事業費で、このたび、国府町の神護地区において、かやぶき交流館を整備するってことですけども、この殿ダム周辺に対する、活性化に対するね、本当大事な事業だと思います。総括質疑でも、やり取りがあったと思いますけども、質問にもありましたけども、800万円で、このかやぶきのふき替えをするってことなんですけども、この地元が管理していたときに、以前にも予算がついたんですけども、職人さんが見つからずに、ポシャってしまったっていうことも聞いております。この中心者の方も、一生懸命動いてくださってまして、なるべく早く、この４月、５月ぐらいに予算を執行していただけると、そういった職人さんに、しっかりお願いできるということで言っておられました。これが単年度予算になりますので、もう２回目はないということを聞いておりますので、そういった、一生懸命ね、動いておられますので、市のほうも、協力をなるべくしていただいてと思いますけども、この辺のことはどうでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

〇山名常裕地域振興課長　地域振興課、山名でございます。総括質疑のほうでも、答弁させていただきましたとおり、年内で完了するように、既に、京都のかやぶき職人さんとその事業者さんとはもう連絡は取っておられまして、早急に契約を結べば、すぐに着手できるといったとこ

ろで、調整をしておられます。ですので、市としても、しっかりそういった事業者の動きを応援していきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　今、御答弁いただきましたけども、しっかり対応していただきたいと思います。続けていいですか。

◆吉野恭介分科会長　続けてください。

◆浅野博文分科員　97ページの上段です。産業廃棄物不法投棄対策強化事業費になりますけども、こういった巡回とか通して、こういった産業廃棄物の監視もやっていただいとるんですけども、ちょっと、ここには載ってないんですけども、監視以外で、通報で、こういった不法投棄が見つかることもあると思うんですけども、この辺の実態と、これをどういうふうに情報共有されとるか、教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　上田次長。

○上田光徳次長兼環境保全課長　環境保全課、上田です。産業廃棄物の不法投棄の対策です。委員おっしゃられたとおり、実際、うちのほうの、今配属してます監視員の通常のパトロールだけではなくって、市民の方でありますとか、業者であるとか、いろんなところから通報だとかはございます。そういう連絡受けると、まずは、うちの職員がですね、連絡を受けると、その現地に出向いて確認をするということでございます。

　総括質疑の中でも少し触れたんですが、ここの費目で上げてます、事業別概要書の97の上段のところにつきましては、環境保全課が持っている産業廃棄物を中心とする不法投棄への対策ということで、本来、もともと鳥取県が行っていた産業廃棄物の対策を、鳥取市が引き継いでやっているものでございまして、以前から鳥取市にあります、各それぞれの地域に不法投棄の監視員の制度、これまた別でありまして、主には、当方に入ってくる通報っていうのは、事業系の産業廃棄物、事業者が不法に産業廃棄物、例えばコンクリート瓦でありますとか、そういったものを投棄してるだとかですね、不法な、不適正な処理をしているとっていうふうな通報が環境保全課に入ってくるんですが、そうした場合は、もう直ちに現地に行って確認をしたり、聞き取りをしたり。適正ではないと思われるものについては、その事業者であったりとか、そういったところに状況を、情報をですね、聴取するという形でやってます。

　各地域とかにあります不法投棄ですね、一般廃棄物を中心とするような不法投棄については、それぞれの地域の監視員から上がってきたものであったり、それから、市民からの通報であったりというものも、同じように、現地に出向いてですね、まずは投棄者の確認をする、誰が投棄をしたかっていうとこの証拠がないかって調べたり。あとは、それがなければ、そこの土地、土地所有者に、基本的には、廃棄物は投棄者が責任持って処理をする、それが分からない場合は、土地の管理者が責任を持って処理をするということになってますので、土地の所有者であったりを調査して、例えば、それが民地であれば、その民地の方に撤去お願いをしたり、また、市だとか県が持ってるとこであれば、そこが撤去をしたりだとかっていう形で調査をして、その処理をする義務者に撤去を指示をするという形になります。ただ、なかなか地域の場合はですね、民地の場合は、撤去が難しいという場合もあったりしますので、そうした場合は、状況

判断の中で、市のほうで撤去するという場合もございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　浅野委員。

◆浅野博文分科員　具体的に回答してもらいましたけども、こういった不法投棄が増えているのか、増えてないのか、その辺の現状の認識と、あと、こういったことがなくなるように、対策とか、啓発とかは、来年度どういうふうに考えとるのか、ちょっと教えてもらえますか。

◆吉野恭介分科会長　上田次長。

〇上田光徳次長兼環境保全課長　一般的に、よく不法投棄っていうことで、件数が多いとかっていうところで出てくるものは、一般廃棄物の不法投棄が中心です。初めに申し上げましたように、産業廃棄物の不法投棄というのは、今罰則がかなり厳しくなったということで、ほとんどなくなってきた。どちらかというと、見えないような形で処理がされるっていうケースはあるかも分かりませんが、不法投棄、産業廃棄物の不法投棄は減ってきた。逆に一方、家庭から出るようなごみだとか、小さな電気製品だとか、あとは、どちらかというと、ポイ捨てに近いようなですね、ペットボトルであるとか、瓶・缶だとか、そういったものというのは、それなりに出てくるということで、これについては、市は生活環境課、環境保全ではなくって、別の予算の生活環境課のほうの不法投棄の対策の事業でやってるんですが、地域の不法投棄の監視員さんと連携密にしながら、対応をしていくということと併せて、やっぱりこれは、小さい子供のときからもそうなんですが、広報に力を入れてですね、いろんなそのテレビであったりだとか、市報であったりだとか、いろんな機会を通じて、不法投棄は犯罪だということをですね、きちんと広報しながら対応していくということが、一番だと思ってますので、いろんないわゆる分野と連携をしながら取り組んでいきたいと考えてます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　事業別概要の95ページ下段、生活環境課の質問です。大型ごみ戸別有料収集事業費は、事業実績を見ますと、令和４年、令和５年、令和６年の見込みということですが、150万円以内ですね、ほぼ。そして、このですね、事業は、手数料で行われてるというふうに見たらよろしいですよね。じゃあ、この事業実績と、この手数料の金額がかなり違うんですけれど、この算定基準を教えていただけますか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　事業別概要に記載している金額がの1,000円単位の金額、委託料の金額になっております。ごみの手数料の金額ということではなくて、事業者に対する委託料ということで、金額が違っております。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　分かりました。そしたら、見方としたら、委託料の実績であって、予算額は、ほぼ事業費にかかったお金だというふうな見方をしたらよろしいっていうことでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　おっしゃるとおりでございまして、こちらに係る需用費につきましては、大型ごみの戸別有料収集事業の中に係る経費ということで上げているものでございますので、御承知のとおりでございます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆吉野恭介分科会長　よろしいですか。そのほか質疑ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一分科員　86ページの、下段の犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金ですけれども、これ、県の補助金だというふうに認識はしてるんですけども、県の事業で、既に県は、昨年度に、昨年にもちょっと実施したんだけども、かなりの要するに申込みがあって、多分これ、12月の補正かなんかで、県議会上げられて、この１月から同じメニューを、３月の末まで、今募集してるんですわね、要は県のほうで。今度、市町、これは多分、市町村だと思うんで、市町村にも、この補助金を出して、市町村で、取りまとめてやってくれということだと思うんだけども、こういうその県の事業でずっとやってて、一緒で、市町村でも同じメニューですがね、同じメニューだな、１万5,000円で。そういったその事業っていうのは、結構あるんですか。

◆吉野恭介分科会長　小森課長。

〇小森毅彦協働推進課長　協働推進課、小森です。御承知のように、今、県のほうで、補助事業をされておられまして、これは11月補正予算で対応されて、今年の１月の７日から受付を開始されておりまして、３月の下旬までという形でございます。当初は、市町村は、このたび、その県が新たにこういう補助制度を設けるので、広報のほうを協力をお願いしたいということで、チラシとか、申請書ですとか、それを窓口に置いていただいて、住民の方が来られたら、ＰＲをしてくださいというような形でスタートをしたんですけれども、その後、今度は市町村のほうで、来年度申請を受け付けて、交付、補助金を交付する形で、間接補助でお願いできないかというようなお話がございまして、ちょっと市町村としては、何かそのままずっと県のほうでされるもんだと思ってたんですけども、急遽そういった形になってですね、説明会もあって、じゃあ７年度からは市町村でお受けしましょうという形で、協力してやりましょうという形になったんですけれども、あまりこういった例っていうのはないというふうに承知をしてるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　分かりました。これは、それこそ市民・県民、同じ住民なんだけれども、やはり、本来窓口からすると、県に、それこそ申請っていうことになるとですね、それは、県庁である鳥取市だったら出向いてでもできるし、もちろん郵送もあるでしょうけれども、それはそれだけども、やはり地元に密着してるっていうことになれば、やはり基礎自治体だというふうに思います。仮に、県がそういうことであるならば、もう最初からですね、それこそ基礎自治体、鳥取市なり、市町村のほうに下ろしていただいて、それのほうが非常にスムーズにいくと思うわけですし、効率もいいというふうに思っとるんで、この辺りは、また、今後そういうことがあればですね、やっぱり県のほうにも、しっかりとその辺りの議論をしていただいて、直接、その市民なり町民に、そういったものであるならば、やはり鳥取市に下ろしていただいて、鳥取市でやるというのが、一番スムーズだというふうに思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　意見ということでした。そのほか質疑はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　ちょっと今の、犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金なんですけど、これ、県がつくって、何ていうか、要綱っていうんですかね、それも、かちっとせんまま走り

出したらしくって、これ、買ってから申請なんですよね。ところが、二世帯住宅の方が、年齢はクリアしてるのに使えないって言われて、結局もらえなかったっていうね、苦情の電話がかかってきたりしたんですよね、党の事務所にね。今回、当初予算だから、その実施要綱っていうのかな、その補助対象のね、そういったものはちゃんとされてるとは思うんですけども、これ買った後、申請なのでね、やっぱり、買ったのにもらえなかったっていうことがないように、県も、ちゃんとそういう補助要綱をつくってるとは思いますけど、ちょっとＦＡＱみたいなんもあるかもしれませんから、ちゃんと申請された市民には、ちゃんと届くようにしてほしいし、ちょっと曖昧な点があったりとかすると、やっぱりそこら辺は、ちょっとチェックをしていただきたいなと思います。それは要望です。

　質問は、委員会資料の 16 ページの一番上のとこなんですけど、社会奉仕活動等補償制度費、これ、損害賠償の保険加入っていうことなんですけど、これの対象についてなんですけど、これは、個人とかが、こういうボランティア活動する場合と、あと、町内会の活動も対象になるっていうふうに書いてあるんですよね。自治連合会が一括で入ってるから、各町内会ごとには入らなくてもいいですっていうふうに書いてあるんですけど、所によっては、その自治連には入ってないような町内会もあると思うんですけど、そこはどういう扱いになるんですか。

◆吉野恭介分科会長　小森課長。

○小森毅彦協働推進課長　協働推進課、小森です。おっしゃるとおり、自治連合会に加入しておられます町内会につきましては、自動的に加入という形になるんですけれども、加入、自治連合会に加入されてない町内会につきましては、直接お申込みをいただく形になりますが、この保険の対象になるということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　すみません。この予算額が、前年度予算額よりも若干落ちてるのは、これは、自治連に加入してる町内会の人数が減ったりとかしたからかなあなんて勝手に思ったりしたけど、これは、ちょっと何か理由がありますか。

◆吉野恭介分科会長　小森課長。

○小森毅彦協働推進課長　協働推進課、小森です。加入者の実績でいきますと、大体 34 万 2,000 円程度の方に加入をしていただいておるんですけれども、やはり、年々加入者数としては減少をしております。そういった関係もございまして、予算額が若干減少しているというようなことでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　これは、町内会とかだったら、人数、世帯数、そういったものは把握は、割合しやすいのかもしれないですけど、何かこういうね、ボランティア活動をする場合、前の日までに申請をしてくださいっていうようなことが、個人の場合はね、そういったことも書いてあるので、なかなかそういう数って読みづらい、見込みづらい中で、すみません、もう一回、この若干の違いはいいので、この予算額の立て方っていうんですかね、この何人から何人までは幾らみたいな感じで、この損害保険の掛金ってなってるんですかね。

◆吉野恭介分科会長　小森課長。

〇小森毅彦協働推進課長　協働推進課、小森です。いろんな保険会社に、毎年見積りをいただくんですけれども、大体加入者数をこちらが見込みをお示ししまして、それで金額を、こういったその特約をつけていただきたいというような内容で見積りをいただきまして、それで、その保険会社のほうが見積もられた金額で、予算計上をさせていただいておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。そのさっき言われた、自治連合会に入っていない町内会は、独自で申込みをすると対象になるっていうことだったんですけど、独自で、こういう保険に御加入くださいみたいな案内というか、お知らせというか、そういうことはされてるっていうことでいいですか。

◆吉野恭介分科会長　小森課長。

〇小森毅彦協働推進課長　協働推進課、小森です。鳥取市のほうでも、広報はさせていただいておりますし、社会福祉協議会のほうでも、そういったボランティアの関係の業務を持ってますので、そういったところで、関係する団体ですとか、市民活動団体、そういったところにも周知をさせていただいてたとこでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　97ページの下段、水質・土壌対策費で、前回説明で、県の計画により、４か所の地下水を確認と。この水質汚濁防止法、今懸念されてるＰＦＡＳの、この指定されてると思うんですけれども、上水道のほうは、県の通知で調べて、検出されなかったとあるんですけれども、このＰＦＡＳの経路ですね、上水であったり、地下水であったり、食品であったり、いろいろあるわけですけども、この地下水に関して、ＰＦＡＳの検出とかですね、その辺り、もし今後の対応とかありましたら、教えてください。

◆吉野恭介分科会長　上田次長。

〇上田光徳次長兼環境保全課長　環境保全課、上田です。ＰＦＡＳ・ＰＦＯＡ等のですね、ＰＦＡＳという、有機フッ素化合物の検出の関係ですけども、これにつきましては、基本的には、水質の検査、水質検査というのは、工場から出る排水の基準であったりとか、公共用水域とか、地下水とかの環境の環境基準という基準があったり、先ほど委員おっしゃられた、上水道のですね、言わば、人が飲む水、これは、水道法で定められています水質基準という、それぞれ基準が違っているという状況の中で、上水道のほうについては検出されなかったというのが、先日も報道がありました。公共用水域については、これについては、今現在、環境基準という定めではなくってですね、要監視項目ということで、今後は、環境基準になっていくんだろうという具合に思いますが、今は、要監視項目という項目に定められているところです。

鳥取県のほうでは、令和３年からですね、その要監視項目で定められてから、検査をしていくということで、全ての地域ではなくって、鳥取でいけば、河川でいくと、千代川水域だったと思うんですが、中部でいくと、どこの川とかっていう、何か所かに分けてですね、その検査をしています。基本的に、鳥取県内、特に東部については検出されないと、されていないという状況でありますし、地下水についても検出はされていないというのが今の現状です。以上で

す。

◆**吉野恭介分科会長**　雲坂委員。

◆**雲坂　衛分科員**　市民の関心も高いですし、全国で報道もありますので、足立議員でしたかね、このたびは一般質問で、血液検査の話も、質問はされませんでしたけれども、意見の中で言われていて、ぜひ、市民の関心も高いですので、ぜひモニタリングですね、企業誘致もですね、今後もしかしたら、大きなもので懸念があるかもしれませんので、ぜひ、今後とも注意深く、情報発信も含めてですね、県と協力して、よろしくお願いします。

◆**吉野恭介分科会長**　伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副分科会長**　新年度から、地域振興未来会議っていうふうに変わるっていうことで、それで、事前にお聞きしたら、女性の委員の割合も増えたということも聞いておりますけど、こう、何がどう変わっていくんでしょうか。ちょっと、この未来会議に、何か期待をされていることっていうのは、どういうことなのか教えてもらえませんか。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

○**山名常裕地域振興課長**　地域振興課、山名です。今現在、地域振興会議が３月末で終わるということになりまして、地域振興未来会議がスタートします。地域振興未来会議は、より地域の皆さんと一緒になって、その課題解決、あと、それぞれの地域には、地域資源を有してます、いろんな魅力的な地域資源があります。そういったものを、さらに最大限活用して、より地域住民の皆さんと行政が連携して、活性化を図っていこうというところです。ですので、今までと大きく違うところといいますと、地域の皆さんと一緒になって活動していくっていうところが、より強まっていくものだと思っております。ですので、前回の報告事項のところでも申し上げましたけども、女性の方であるとか、あと、若い方も多く参加して、これから未来を担う地域の若い方ですね、そういった方にも入っていただくことによって、より皆さんが思い描いている地域像というものを、その地域の宝も活用しながら振興していこうと、そういった会議にしていきたいなというふうに思っております。

◆**吉野恭介分科会長**　伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副分科会長**　前回、配っていただいた、それぞれの支所の振興プランがありますよね。それとの関係はどうなりますか。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

○**山名常裕地域振興課長**　地域未来プランについてでございます。前回、それぞれの地域でつくられた未来プランのほうも説明させていただきましたが、そちらも、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの地域課題や地域資源が明記してあるわけでございます。そういったものを最大限活用して、その未来プランを基に議論を進めていく、それで、具体的な事業につなげていく、そういった形で考えております。これまでは、新市域振興ビジョンという形で、市全体でまとまった形のビジョンでしたけども、地域未来プランというのは、それぞれの地域ごとに作成しているものですので、より地域の皆さんと議論がしやすい形になっているかと思いますので、それで、地域振興を図っていきたいというふうに考えております。

◆**吉野恭介分科会長**　伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副分科会長**　今回、この予算が411万9,000円ということで、大方、報償費なのかなと思ってるんですけど、先ほど言われた、その未来会議でね、委員は限られてますけど、その人たちだけじゃなくって、やっぱり、そのいろいろ、みんなの声も聴かないといけないよねということになったら、じゃあ、そういうワークショップ開きましょうとか、例えばアンケート取りましょうとか、何かそういうようなことが相談されてやろうってなったときに、この中から予算が出てくるものなのか、それとも、支所のほうから何か出てくるものなのか、それとも、あんまりそうお金をかけずにやってくださいよっていうものなのか、その点はどうですか。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

○**山名常裕地域振興課長**　ひとまずは、令和７年度の予算としては、それぞれの会議体で議論を深めていくための委員報酬という形で予算化しております。今後その議論を深める中で、そういったアンケートなりが必要になってくるとか、そういったことが出てきましたら、また、この地域振興未来会議予算のところで、できることを考えていきたいと思います。

◆**吉野恭介分科会長**　伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副分科会長**　いっぱい支所がありますので、一律にっていうことには多分ならないと思ってるんですよね。すごく取組方だとか、やっぱりやりたいなと思うことも違って当たり前ですから。だけど、何か予算が要ることが出てきて、こっちには、そうやって、予算が要ることは出てきてないみたいな、そういうね、違いが出てきたときに、何かどっちに合わせちゃうのかなって。何か、あっち、お金使ってないから、使うのやめといてくださいみたいなような、そんなことにはならないように、ぜひともしていただきたくて、さっき言われたね、一緒になってより活動できるようになるっていうふうに言われたので、やっぱりそれが本当に、最大限そういうことができるような、環境づくりはしていっていただきたいなと思います。以上です。

◆**吉野恭介分科会長**　米村委員。

◆**米村京子分科員**　先ほど続けてお尋ねすればよかったんで、事業別概要書の97ページなんですけども、私は、ただ一言だけ。お水についてです。お水について、先日報道で、鳥取市の水道の水が、日本一おいしいと報道があったんですよ。その報道を受けてから、私、何件電話がかかってきたことか、大変でございました。という意味で、いかにね、日本一、そういう報道で、うまく上がってくれば、皆さんね、注目浴びるんですよ。それを、その辺もうまく利用しながらも、本当に、鳥取市のお水、誇らしく思いました。ますます、日本全国、日本だけじゃなくて、世界の水になったっていいと思っております。どうか皆さん、御協力されたことに感謝申し上げ、私の意見とさせてもらいます。終わります。

◆**吉野恭介分科会長**　そのほか質疑ありますか。上杉委員。

◆**上杉栄一分科員**　中山間地買物支援です。この間の説明の中では、令和７年度は、導入支援が１件、それから運営支援が３件、買物支援が４件というように上がってたんだけども、この導入支援について、具体的に、どこの地域でどういう、その新たな業者というか、その辺りについてちょっと教えてやってください。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

○**山名常裕地域振興課長**　地域振興課、山名です。導入支援につきましては、導入するエリアは

佐治でございます。佐治は、早くから買物支援事業に取り組んでおられまして、買物支援の移動販売車が老朽化しておりまして、ちょうどもう更新、このタイミングで更新したほうがいいということでございますので、佐治地域は、買物福祉にも取り組んでおられますけども、車両がないと始まりませんので、車両購入支援、導入も活用していただこうというものでございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　ちなみに、新市域の中で、この中山間地の買物支援ですけれども、事業として、大体どの程度網羅してるものなのか、エリアとして。その辺りの充足率って言ったら、ちょっとおかしいかもしらんけれども、その辺りちょっと、今の現状を教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　地域振興課、山名です。買物支援事業につきましては、中山間地域、新市域と中山間地域も含めてですけれども、全てのエリアを事業者が走っております。中には、本市が支援してない事業者もございますけども、それは独自、企業努力で、自社の力でやっておられるんですが、本市が支援している事業者も合わせますと、全てのエリアを運行しておられます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　参考までにですけれども、いわゆるあれ、消費者っていうかね、地域の住民の皆さんの声の中で、この中山間地の買物支援の事業について、具体的に、非常に店舗がないわけですから、大変助かると思うんですけれども、その辺りで、いろんな意見は多分あると思うんですけれども、例えば、その回ってくる回数が少ないとか、あるいは、品物の数がどうのこうのと、そういった具体的な、共通するような意見っていうのはありますか。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　実際、我々もですね、移動販売の現場をちょっと見に行かせてもらったこともあるんです。ずっとその、ついて回ってですね、その利用者の方の声も聴かせていただいたんですけども、利用者の皆さんからのお声ではですね、例えば、やはり高齢の方ばかりなんです、利用される方は。それで、中には、家から歩いてこられるのも、なかなか大変な方とかもいらっしゃって、そういった方には、その移動販売の販売員さんがですね、家の玄関先まで、その買物袋持っていってあげたりとか、あと、見守りについても、買物に来られてない家まで上がっていって、それで、その様子を見られたりとかということで、結構細かくですね、サービスされているっていう様子が分かりました。それで、利用されてる方からしてもですね、やはり、対面で買物ができるということで、非常にありがたいというようなことをおっしゃっておられました。買物でですね、中には、その当日、商品が置いてないというようなこととかもあったりするんですけども、それも週に２回回りますので、その次の日、回られるときに、それは持ってこられたりとかっていう形で、かなり手厚いサービスをしておられるなということが分かりましたので、今のこの御時世では、必要なサービスだろうなっていうふうに認識しております。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆**上杉栄一分科員**　分かりました。これは、ただ単に買物だけではなくして、いわゆる見守りであったり、声かけであったりというようなことも、これも、その中には含まれてるんかなというふうに思います。ただ、やっぱり業者っていいますか、民間業者は特にそうなんだろうけども、やっぱり採算に合わなければ、これは駄目なわけでしてですね。なかなかこれを採算に合わせるというのが、かなりな営業努力が要るんだろうというふうに思います。そういったことになればですね、やはり行政が、その辺りの補助っていいますかね、支援をしっかりやっていかないと、この事業は、なかなか長続きしないんじゃないかなというふうに思いますんで、この辺りについて、しっかりと行政としての、この中山間地の買物支援に対する、財政的な支援の考え方を少し、そのことについて意見があれば、教えてやってください。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

〇**山名常裕地域振興課長**　地域振興課、山名です。上杉委員さん御指摘のとおりですね、中山間地域エリアを回るということは、かなり距離を走るということになるわけです。それで、特に、その移動販売車につきましては、中に冷蔵庫を積んでると。その冷蔵庫を動かしてるエンジンっていうのは、軽自動車のエンジンなわけで、老朽化がかなり激しいということも聞いております。そういったこととか、あと、ガソリン代がよくかかる、あと、修理にも、結構、頻繁に出さなくてはいけないといった事情がありますので、その事業者さんが辞められてしまうと、たちまち、そのエリアの方が困られることになりますので、そういった事業者のお声も聴きながらですね、しっかり支援はしていきたいと思います。

　一方では、こういった町なかも民間の事業者さん走っておられます。こちらのほうは、かなり顧客数が多いということで、民間事業者の努力で何とかなるといったところもあります。そちらは、もう民間の力を借りてですね、何とか頑張っていただきたいと思いますが、やはり全体のその移動販売の事業者さんの状況も見ながらですね、市として必要な支援は何かっていうことを見極めた上で、支援をしていきたいというふうに考えております。

◆**吉野恭介分科会長**　上杉委員。

◆**上杉栄一分科員**　言ってみれば、買物支援の最後のとりでみたいなところがあるんでね。だから、これがもう切れてしまうと、本当に、買物難民になってしまうというような状況なんです。今、課長、おっしゃったように、やはり、市がこれについては、かなりの全面的にってかね、バックアップするような、そういった姿勢で続けていただきたいと思います。以上です。

◆**吉野恭介分科会長**　御意見いただきました。そのほかありますか。星見委員。

◆**星見健蔵分科員**　この中山間地域買物支援、今、上杉委員のほうからも、るる質問がございました。それで、この買物支援事業ですね、今行っておられる事業者さんの数と、動かしている購買車の台数、これをお聞かせください。

◆**吉野恭介分科会長**　山名課長。

〇**山名常裕地域振興課長**　まず、台数から先に申し上げます。台数が７台です、７事業者さんです。まずは、佐治地域とですね、用瀬・国府を一緒に行っている事業者さんが、佐治地域が１事業者さん、あと、国府・用瀬を走っている事業者さんが１事業者さん、あと、鹿野地域を走ってる事業者さんが１事業者、あと、吉岡・大郷を走っている事業者さんが１事業者、あと、

青谷地域を走っている事業者さんが１事業者、あと、気高町を走っている事業者さんが１事業者、あと、豊実・明治・東郷を走っている事業者さんが１事業者、これで、全部で７事業者でございます。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　ということは、１事業者が１台ということになりますよね。それで、この事業の実績を、これを見させていただくと、令和４年が、車の導入はなかったということで、運営支援１件、買物福祉３件という形ですよね。ということで、その運営支援というものがね、これが実際、中身がどうなのかという、買物福祉というのは、見守り等の活動も併せて行うということだと思うんだが、運営支援のこの内容について、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　運営支援というのは、ガソリン代の負担とですね、ガソリン代の支援と、あと、修理費、先ほど修理が、修繕が結構頻繁にあるっていうこと申し上げましたけど、その修繕費も負担しております。それに対しまして、買物福祉のほうは、見守りもやっていただくということで、人件費も出るということになります。買物福祉のほうになりますと、そういった形で人件費が出るので、今、運営支援を行っていただいてる事業者さんにも、お勧めをしているところでございます。以上です。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　トスクの問題で、大きなね、これが、本当に買物に対するですね、市民のそれこそ生活支援ということは、非常に大きな問題になっておりまして、まさに重要な、これは本当に、役割を果たすものだというふうに思っております。そのガソリン代が高騰しとるというようなことや、それから、修理費まではなかなか補い切れんという事業者さんが多いと思うんですよね。それは、利用者さんの数にもよると思うんですよ、そのエリア内のね。ですから、そういったところで、事業者さんによって、利益率がもう差が当然ついておるというふうに思っております。ただですね、やはりこういう事業というのは、いかに継続していくか、持続的な活動として、いかにその行政として、支援がどこまでできるのかというところだと思うんです。それで、鳥取市だけの問題じゃなしに、やはり、こういうものに関しては、県もそうですし、国を挙げたですね、地域の生活支援という形で、誰一人取り残さない、そういった生活を守るためには、まさに重要なことだというふうに思いますんで、どれだけ利益を得るのかというところは、私は、それは大小あると思うんですけども、その辺の継続的な考え方についてですね、もう少し支援を手厚くしていただきたいと思うわけですけれども、そんな点はどうでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　星見委員さんおっしゃられるとおり、やはり継続していくことっちゅうのが大事だと思ってます。これについては、県のほうもですね、買物環境確保推進交付金という事業設けておりまして、その制度を活用して行っているわけです。

　あと、もう一つは、事業者さんの中にはですね、鳥取市だけではなくて、鳥取市から八頭町

に行ったりとか、智頭町に行ったりで、広域的な動きをしていらっしゃる事業者さんもいらっしゃいます。そういった事業者さんにつきましては、これは、市のほうから要望を上げたんですけども、広域的な分については、県のほうが、そういった支援を行いませんかということで、県のほうが、今は補助を行っている事業者も複数者あります。そういった形で、県のほうともですね、連携を図りながら、この事業が継続できるように、市としても支援をしていきたいなというふうに考えております。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　それこそ子供さんが近いエリアにも住んでおられるとかっていう方は、また別として、やはり独り暮らしの方、高齢者はね、どんどん増えてくるし、免許返納というようなことも進んでおる、本当に、まさに、それこそ、食べるということは、もう重要なことなんで、しっかりとした支援をですね、引き続きお願いしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　私も、ちょっとこの事業なんですけど、県の交付金があるっていうことなんですけど、結局、国からは何もないんですか。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

〇山名常裕地域振興課長　県からの支援のみでございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　この買物弱者っていうかね、そういう問題っていうのは前からあって、国も、いっとき何かモデル事業じゃないけど、何かそういうようなこともしたりして、その調査とか、そういったことをやってたかと思うんですけども、このたびね、10年間、地方創生って言ってやってきたけど、駄目だったっていうかね、もっとちゃんとせんといかんということで、2.0でしたっけ、何かそうやって言ったりしてるんですけど、結局何が大事って、そこで、本当に、毎日ちゃんと暮らせるかっていうことが、やっぱり基本なんですよね。便利なところに移り住めばええっていうようなことで、その何、立地適正化計画だとか、そんなことも片や言われてるけれども、やっぱり、昔から守ってきた田んぼもね、守っていかないといけないとか、山も守っていかないといけないとか、何より住み慣れた家を離れたくないっていうね、地域を離れたくないっていうような人もいっぱいいるわけで、そういった、特に高齢者の人なんかは、バスも来ないわ、車も乗れないわっていう中で、この移動販売車が、本当に大事な生活インフラになってるわけなので、これを何かこう維持することを、もう市町村とか県レベルだけの話では、日本国中、駄目なんじゃないのかなって思ってましてね。それで、地方創生、地方創生って言うんだったら、やっぱり日々の生活が、やっぱりちゃんと成り立つようなことに、やっぱり国としても、私はこの支援を考えるべきだと思うので、毎年毎年、予算要望ね、国・県に上げられてますから、やっぱりそういったことも含めて、ちょっと要望していただきたいなと思うんですよね。これ、利用者が、本当に１人になっても、ちゃんと来てもらわないと、住み続けるということが、本当に、基本できなくなると思いますので、それぐらいやっぱり大事なことだと思います、自分たちで全部つくれるわけじゃないので。国に、やっぱりちょっと要望していただくっていうのは、どうですかね。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　この買物支援っていうことは、先ほどおっしゃられましたとおり、本当に数が少なくなってもですね、維持できるかどうかっていうところが重要になってきてると思います。今は幸い、まだある程度、200 人弱ぐらいの顧客をどのエリアも見込んで、できているので、維持できているんですが、今後、人口減少が進んできたときに、どうなのかといったことになるかと思います。

　また、おっしゃられる、その国への要望っていうことにつきまして、また関係部局のほうとも確認を取ってですね、どういったことができるのかっていうのは検討してみたいとは思います。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　とにかく要望を上げても全部かなうわけではないので、上げな損やって私は思いますので、やっぱり地方の声としてはね、やっぱりそこは上げていっていただきたいなと思います。以上です。

◆吉野恭介分科会長　そのほかありますか。雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　285 ページの上段、青谷上寺地遺跡地域利活用運営事業費です。前回、冊子も配っていただて、各支所長の方から、短時間ではありましたけれども、御説明いただきまして、全てではないですけれども、特に、このプランでいくと、９ページにもあるんですけれども、青谷上寺地遺跡ですね。この背景にも、歴史愛好家や一般観光客にも注目が高まっているとか、このプランのほうには、全国・世界に誇れる遺跡を利活用し、優先的に取り組む事項、いろいろ書いてあるわけですけれども、この事業の中身を見ると、生活費の一部ですね、生徒の、何か特別な、この県外の高校生ですかね、県外から青谷高校に入学をして下宿をされる高校生は、何か特別なことをするのでしょうか。

◆吉野恭介分科会長　佐々木支所長。

○佐々木敏彦青谷町総合支所長　青谷町総合支所の佐々木です。この青谷上寺地遺跡の地域利活用運営事業というのはですね、県外から青谷高校に通学するために、市内に下宿する方の生活費を補助するというものでございまして、この県外から来られた生徒さんは、青谷は、いわゆる上寺地遺跡、そのほかいろいろ遺跡がございますので、そういった青谷学という青谷をよく学ぶ学問の中の、そういった考古学の分野で、いろいろと学習を深めていただくという取組をしていただいております。これは、県内の子供、生徒も一緒に取り組んでおるわけですけども、そういった子供さんたちがですね、３年間の間に、いろいろと研究を深めて、例えばですけども、今年とかですと、全国クラスのですね、全国でそういった、考古学とかを学ぶような子供たちが発表する場所があるんですけども、そういったところでも、結構いい成績を残したりしておりますので、そういった子供たちをたくさん育成していただいて、行く行くは、青谷地域の考古学を担っていただけるような人材になっていただければというふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　私も、県外に行ったときには、博物館とか歴史研究、古代のほうですね、す

るんですけれども、昨年も、青谷上寺地遺跡、個人的に行かせてもらいまして、常設展示がすばらしかったですね。なので、今回、この今聞いてですね、自分もそういったこと聞いたことがあるので、高校生がクラブをつくってやってるっていうのをですね、どこか分かりませんけれども、ぜひ、これは応援したいなと思ってます。

あと、県だと思うんですけれども、常設展示の図録がですね、作ってないと、作る予定もないと聞かされたんですけれども、ぜひそういったとこも県と協力して、この全国、世界に誇れる遺跡を利活用してやっていくとプランにあるので、ぜひ、そこは、常設展示の図録作成を早い段階でお願いしたいなと思いますし、今回、この青谷には限りませんけれども、深澤市長が、前回の選挙のときにもですね、すごい気にかけていると、支所の手当てが必要だというのは、何回か聞いたことありますんで、ぜひこういった活動を、支所の手当ての拡充も、お願いをして、さっきの図録展示も含めて、県と協力して、情報発信よろしくお願いしたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　すみません。もう一遍、中山間地の買物支援の中で、地方債540万円が計上してあるんだけども、これ、車の新しくという話だったんだけども、それですか。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

〇山名常裕地域振興課長　地域振興課、山名です。地方債、充てておりますのは、過疎債を充てておりまして。過疎地域も回っておりますので、その過疎地域エリアを回ってる分を、この地方債で充てているということがございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　いや、そのことをちょっと聞こうと思ったわけで、過疎債がどこまで使えるんかなと。これハード事業というか、ソフト事業っていうか、その辺りが、どこまでこの、その中山間地の買物支援事業が、辺地であったり、辺地債であったり、過疎債であったり、それがどこまで使えるのか、その辺りがちょっとよく分からなかったもんですけど、もし分かれば、具体的に教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

〇山名常裕地域振興課長　地域振興課、山名です。実はもう、先に御承認いただきました議案の中の過疎地域持続的発展計画の変更の中にも、一部、買物福祉サービス支援事業の車両導入という項目を新たに追加させていただきまして、これまでは、計画の中に盛り込んでなかったんですけども、車両導入のほうも対象とできるような形にしておりますし、それ以前からですね、運営、先ほど運営支援とか、買物福祉事業についても、これまでも過疎債の対象として扱っております。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　先ほど、県補助、国補助はないかということで、国の補助事業は、補助はないという話だったんだけども、間接的かもしらんけれども、要するに、過疎債という形の中で、国からの、ある程度の支援はあるというようなことですね。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

〇山名常裕地域振興課長　そのとおりでございまして、特別交付税、交付税措置があります。で

すので、それが、少なくとも普通交付税のほうでの措置がありますので、そちらで支援があるといった見方もできます。

◆吉野恭介分科会長　よろしいですか。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代分科員　先ほどの雲坂委員が質問したところです。まず１つは、この青谷上寺地遺跡学習を履修するためと、こういうふうにありますね。とすると、これは要綱に入ってるのかどうなのか。

もう一つは、鳥取市内に下宿する生徒に対しというのがありますね。青谷町内に住んでる場合に、この支援の中身を教えてもらえますか、市内に下宿する場合の支援の中身。

それと３点目は、同じように、１年生で入った場合は３年間いますよね。もちろん、これ、会計年度が１年ということですから、１年間のものを上げたんだと思いますが、１年生だったら３年間は続ける予定があるのかどうなのか、お願いします。

◆吉野恭介分科会長　佐々木支所長。

〇佐々木敏彦青谷町総合支所長　青谷町総合支所の佐々木です。まず、１点目のお尋ねの要綱の件ですけども、こちらのほう、実施要綱設けておりまして、その中で、考古学を学ぶことということでうたっております。

２点目ですが、青谷町内に、今年の１年生で、関西方面から１名該当する生徒さんがおられますが、この方が、青谷町の比較的高校に近いところの、いわゆる民宿的なところに下宿をして暮らしておられます。そのほかにも何件か、そういった受入れができる体制がありますので、数名は受け入れれるんではないかというふうに思っております。要綱にも触れてますが、この履修する、考古学を履修するということが条件になっておりますので、その考古学を、授業を選択する限りは、この３年間、この補助金を受けれるということになりますが、途中で、そういう履修を諦めてしまうと、補助金からは外れるということになります。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございます。それで、今年度は２人という予定だということで思ったらいいんですか。

◆吉野恭介分科会長　佐々木支所長。

〇佐々木敏彦青谷町総合支所長　青谷町総合支所、佐々木です。今年度、予算としては２人ということで、予算分けさせていただいております。これは、青谷高校のほうが、県外からの生徒を一応３名ということで見込んで、みらい留学ということで取り組んではおるんですが、全国でいろいろな学校が、そういった取組をされておりまして、なかなか厳しい状況でございました。この２名のうちの１名は、先ほど申し上げた、今年の１年生が、来年度も受けるということの１名でございますし、もう一名はですね、確実ではなかったんですが、あった場合のためにということで、１名設けさせておりました。このたび、高校受検も終わりまして、高校のほうにちょっと事情を聞いたところ、残念ながら該当者はいなかったということになっております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　ありがとうございました。地域振興課にお尋ねをいたします。このように、

様々な支所のほうで、やはりその支所にある伝統文化であるとか、そういったものを、じゃあ、県外から来て履修をし、そういう子供たちが、県外に向けてまた発信をしていくと、こういうようなことがあった場合には、こういう仕組みというか制度というか、こういったものを、やはりいろんなところに活用していくという方針なのかどうなのか教えてください。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　例えば、先ほどの青谷地域の場合には、青谷高校があって、そして、青谷上寺地遺跡があってといったことで、こういった取組が生まれてるものだと思います。ですので、まさにそういった地域の資源なり、そういったものを活用した取組っていうことでありますので、そういったものにつきましては、地域振興課としても、支援はしていく必要があると考えています。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　分かりました。例えば、八頭高でも、郷土文化のいろんな研究会とか、様々やられてます。それは、履修というところではなってませんけれど、やはり今後の、やっぱり県外に向けた、こう高校生からの発信ということを考えてみれば、ケース・バイ・ケースだという、そういう理解でよろしいでしょうか。もう一回、聞き方を変えます。

◆吉野恭介分科会長　坂根委員。

◆坂根政代分科員　申し訳ありません。分かりました。青谷高校の場合には、きちんと、もう履修制度としてあるから、きちんとこれができたというところで、あとのところについては、まだまだそういう仕組みができてないというこの状況を踏まえてるという、この今、現実からスタートしたと、こういうところだという理解ですね。

◆吉野恭介分科会長　山名課長。

○山名常裕地域振興課長　地域振興課、山名です。高校の取組ということにつきましては、青谷高校は、鳥取市内の高校ということで、そういった形の地域として、いかに支援ができるかという視点での関わり方だと思います。八頭高とか県内の高校につきましては、所管のほうが、県の教育委員会というところになってくるので、なかなか、そういったところで、市のほうで、どういった関わりが出てくるのかっていうところは、いろいろあるかと思いますが、市としてもですね、またこれは別の事業になりますけど、今年度から、その高校生を対象とした情報発信の業務とかで、学校との関わりは持ったりとかしています。そういったところで、高校生の発信力っていうところは、今年度行ったそのインフルエンサーグランプリでも、高校生らしい発信っていうのを目の当たりにしましたし、そういったとことかは、高校生の目から映る地域はどうなのかとか、そういったことは、どんどん発信、市のほうの発信としても力をいただきたいというふうに思ってますし、そういった連携の仕方はできるかと思っております。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　事業別概要書の96ページの上段と、あと、債務負担行為で、296ページにもあるんですけども、神谷清掃工場の解体に絡んでなんですが、令和６年度の当初予算のときは、その解体工事の着手予定が、令和８年３月だったんですけど、このたびの296ページには、令和８年１月よりっていうことで、２か月ちょっと早くなってるんですけども、ちょっと

この今の進捗状況、それに向けての進捗状況と、なぜちょっと２か月ほど早まっているのかっていうのを教えてください。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　神谷清掃工場の調査設計業務につきましては、令和７年の６月末に完了はする予定であります。令和７年度中に工事を開始する予定です。

２か月早まった部分につきましては、議決案件であるため議会日程も考慮し、当初予定より２か月早くしております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　去年の令和６年度の当初予算の事業別概要書には、令和８年３月から解体予定っていうことで、このたびは、１月解体予定で、２か月早くなってて、何で、この１年で、何で２か月早くなったんかなっていうと、それに関わる準備の業務が、思いのほか早く進んでるのかなと思ってるんですけど、それでいいですか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　実際に、調査設計業務自体は、順調に進んでおりますことも、予定していました解体工事の着工を３月末からなるべく早くして、１月とする方向とした要因でもあります。もしも大雪や不測の事態が発生した場合、３月にしてしまいますと、３月中、令和７年度中に着工できない恐れがあることから、余裕を持ち１月とさせていただきました。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。いよいよ、その解体工事に着手するということになると、地域の人に説明をしていかないといけないと思うんですけど、ちょっとその説明、地域住民に対する説明のスケジュールが、もし今の時点で分かっているのであれば、この１月解体に向けてね、どういったふうに、何月頃っていうのがあれば、教えてください。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　解体について地域に説明することは、重要であると思います。現段階では、設計を進めているところであり、工事着工前には、地域住民に説明することとなります。７月ぐらいには、設計業務が完了となりますので、それを踏まえて、またスケジュール感を持ちながら、地域の皆様に方向性がしっかりと定まった際に説明会を開こうと考えております。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　設計が出来上がってからということですので、９月定例会のときに、その時点での状況でも構いませんので、ちょっと、どうしていくのかみたいな説明をいただけたらと思います。それは要望です。以上です。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　９月議会にはその方向性、日程的なこと、その辺りも分かるところは、全て説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　そのほかありますか。前田課長。

○前田武志市民総合相談課長　市民総合相談課の前田でございます。事業別概要書の88ページの下段でございますけども、宿題を先ほどいただいておりました、令和６年９月の一番下ですけども、事業の実績ということで、令和６年度の10月末現在にしておりますが、令和６年の９月に、新しい事業者になっておりますので、９月分の１か月分だけでございますが、入電件数4,254件、応答率93.3%、コールセンター回答率99.5%、応答時間９秒でございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　ありがとうございました。それでは、これで質疑を終了いたします。

議案第16号令和７年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算（質疑）

◆吉野恭介分科会長　引き続き、議案第16号令和７年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。質疑なしと認め、次に参ります。

議案第22号令和７年度鳥取市電気事業費特別会計予算（質疑）

◆吉野恭介分科会長　議案第22号令和７年度鳥取市電気事業費特別会計予算、質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一分科員　基金積立てですけれども、現在、どれぐらい積み立ててありますか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長　3,164万2,739円でございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　これが、今の現在の基金の残高ということですね。これは、基金については、具体的には取崩しですね。毎年1,000万ほど積み上げて、基金に入れて、これは何、主に、何で取り崩すような格好になってるか、あるいは別の口座に入るのか、その辺りどうですか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長　この基金を取り崩す場合といいますのが、令和６年予算で1,100万程度崩しております。これは、パワーコンディショナーの機器を交換しなければならない時期となり、大規模な修繕が必要となりました。そのため、基金を必要な場合に切り崩し活用するという形としています。毎年ではなく、令和６年度はパワーコンディショナーの大規模修繕のため、予算化しておりました。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　基本的な考え方を教えてほしいんですけれども、この特別会計で、ここの、いかり原が10年前後ぐらいですかいな、その完成してから。多分、大体、基本的には20年が１つの目安だというふうに考えてます。20年後には、また新しい施設をということになればですね、普通で考えれば、基金を積み立てていって、25年、20年後には基金ができて、それで新たな機械を導入するという考え方が一般論ではあるですけれども、今の話からすると、大体、毎年のように基金は積み立てるけども、いろんなその補修であったり、そういったもんについて、それを崩していくとってなると、20年間積み立てて、恐らく20年後もそういう格好だろう

と思います。もう逆に言うと、20年後には、まんだ補修、修繕費がどんどん盛んになってくるから、ひょっとしたら、その基金はなくなるのかもしれないけれども、本当20年後に、また何億かのもんを出して、それでやっていくっていう、それ、どうなのかなというふうに思うんでね。これが、民間だったらば、それはあれかもしらんけれども、行政が、この事業を進むことの何かメリットっていうか、当初は、やはり啓発みたいな形があって、省エネであったり、それで自然エネルギーということで、率先してやろうという、そういった気持ちが、そういった考えが多分あったんだろうと思うんですけれども、こうして今、もうほとんど民間のほうで、メガのソーラー発電、あるいは、風力もそうなんだろうけども、やっとる状況の中で、鳥取市が、この事業をやるメリットがあるのかなということになると、いささかどうなのかなという気はせんでもないんです。将来的なことについて、この辺りの考え方があれば、教えてやってください。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長　上杉委員がおっしゃられるとおりです。10年前、太陽光発電が始まった当時はＦＩＴ（固定価格買取制度）の買取価格が40円を超えていました。近年では10円前後の状況になっております。本制度が終了した後は、売電価格の下落が想定され、その事業を行うに当たっては、マイナスになる可能性がすごい高い状況にはなろうかと思います。議員がおっしゃるとおり、技術革新により、太陽光発電にしても、省エネ機器はどんどん進歩しております。省エネルギーを生み出すためのそのやり方という部分については、10年後のＦＩＴ終了時には、ほかの方法になるのではなかろうかとは考えているところです。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　星見委員。

◆星見健蔵分科員　この問題というのは、本当に世界的な問題ですよね、カーボンニュートラルということで、2050年まで。それで、先ほど局長が言われたように、買取り価格が40円、それが、大体20年の契約ということで、もうこれが終わったら、今の現段階、９円ぐらいに下がっとると思うんですよね、４分の１。そうなってくると、今3,000万積み上げとるんだけど、パネルの処理費用というものは、莫大にかかるわけなんですよね。だから、本当に将来的にもですね、地球温暖化とか、いろんなことも考え、必要だけども、やっぱり行政として、採算の合わんことを率先して進めるというのは、やはり市民から、またね、今後大きな赤字を生み出すようなことになると、非常に問題視されるようなことにもなるんで、やはり、20年後というものは、しっかりと将来見据えた考え方で進めてほしいというふうに思います。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長　星見議員のおっしゃるとおりで、将来、赤字にならないよう努めたいと考えております。そういう方向性のものが何かあればですね、また、固定価格買取制度の終期等、将来的な部分も考えながら、１０年後も今のやり方がいいのか一旦リセットするのかなど方向性を示す時期が迫っています。これから５年後くらいには、いかり原太陽光発電所の継続または廃止の方向性を検討していく必要性があると考えております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　上杉委員。

◆上杉栄一分科員　星見委員が、その費用対効果の話をしたんだけれども、決して、行政の場合は、例えば体育館であったり、いろんな運動施設であったり、そういった分については、費用対効果からすれば、金銭的な費用対効果は全く赤になるわけですから、必ずしも、赤だから駄目だという話じゃないんだけれども、ただ、それは、こういった事業であるならば、もう民間に任せる話であって、鳥取市が主体となってするような事業ではなくなったということだけは、はっきりしてるというふうに思いますんで、そういったことを踏まえての、今日の議論だというふうに思っていますので。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　償還は、いつで終わりますかね。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　今の予定では、令和 12 年度に償還が終わるような形になっております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　10 年後だとか、五、六年後だとか、何かいろんな数字が出てきましたけど、基本、この償還が終わった頃、終わるような頃に、その後の在り方について、いろいろ検討していくということでいいですか。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　事業といたしましては、20 年続ける形にはなりますが、償還終了後の方向性という部分については、維持管理費等も含めて、しっかりと考えて進めていきたいと思います。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。もともとこれって、民間にやってもらおうと思ったら、どこも手を挙げなくって、それで市がやったっていうことがあって、それで、私も、その委員会の中で、売電収入をその償還に充てて、本当にそれでとんとんの事業ですなんてみたいな説明も聞いたことがあって、まあまあそういうもんだなとは思ってたんですけども、先ほど、ＦＩＴの値段がね、すごく落ちとるということなんですけど、今回、その売電収入で上げておられる金額、これの積算根拠を聞きたいんですけど、前年度予算額よりかは、若干落ちてますので、これの積算根拠を教えてください。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　この売電単価の算出根拠は、天候に左右される太陽光発電ですので、その年によって変動があります。そのため、この３か年の平均値を予算化させていただいておりますので、御承知いただければと思っております。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　それは、発電量ですよね。単価は。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　単価といいますのは、ＦＩＴにおいてキロワット当たり

の単価が決まっております。太陽光がどれだけ発電するかの掛ける単価という形が、あと10年近く続くというようなところでございます。発電量は、その年ごとの天候次第となります。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　この単価を教えてください、この積算した単価、私、分かんないので。

◆吉野恭介分科会長　池原課長補佐。

〇池原洋右生活環境課課長補佐　生活環境課、池原です。単価のほうは、先ほど申し上げたとおりで、44円で変わりがありませんが、先ほど、星見議員から廃棄のお話があったかと思いますが、今年度の６月からですけれども、廃棄費用を国に天引きされるような、そういった制度になっております。毎月、廃棄費用が、売電価格の中から、２か月前の決算額を根拠に差し引かれるため。昨年度よりも金額が少なくなるという御理解でお願いしたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　だから、令和６年６月から、差っ引かれるようになったっていうことなわけですね。

◆吉野恭介分科会長　池原課長補佐。

〇池原洋右生活環境課課長補佐　生活環境課、池原です。お見込みどおり、６月から差し引かれるようになったところでございます。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　だから、結局、事前に、もうそれを引いた額が売電の単価ということで計算を、もうしてる。それは、すみません、昨年の話になりますけど、前年度の６月から、そういうことが始まったっていうことは、令和６年度のこの前年度予算額も、それが織り込み済みの予算だったっていうことですかね。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　すみません。その部分は織り込みしておりません。全国的に太陽光発電所の経営ができなくなった後、事業者が発電設備を撤去しないでいなくなるという事例がありました。このような事例を防止するため、事前に事業者は廃棄費用を積立てるという制度ができ、積立金を管理する機関に預金するようなイメージです。処分する際に充てるために、事前に差し引きされ積み立てられるというようにご理解をお願いします。以上です。

◆吉野恭介分科会長　伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副分科会長　分かりました。だから、事業者任せにしてたら当てにならないから、国が、とにかく持っときますよと。鳥取市から抜かれた分は、必ずその分は、ちゃんと処分するときに出しますよと、そういうことでいいんですね。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　そのとおりでございます。以上でございます。

◆吉野恭介分科会長　そのほかありますか。上杉委員。

◆上杉栄一分科員　今の話からするとですね、例えば、国のほうへの預託金みたいな形の分というのは、予算の中には入ってこんわけ。

◆吉野恭介分科会長　山根局長。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　予算の中には歳入として入らず、あくまでも、売上げの一部分が事前に差し引かれるものです。決算の際に改めて説明させていただきます。

◆上杉栄一分科員　また分かるようにですね。

結局、結果として、さっき言った、私が言った、預託と言ったんだけども、このお金っていうのは、この中には入ってこないんですよね。要するに、決算、予算の中には入ってこない。

売電収入の中には入ってるんか。だけど、決算書、入ってないんか。

〇山根康子郎環境局長兼生活環境課長　入ってないです。

内容を整理し、９月の決算のときに説明させていただきたいと思います。

◆吉野恭介分科会長　またこの委員会でも、報告ください。そのほか質疑、よろしいですね。

（「なし、はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介分科会長　以上をもちまして、予算審査特別委員会総務企画分科会を終了します。

分科会長報告の取りまとめ

◆吉野恭介分科会長　それでは、これより、分科会長報告の取りまとめを行いたいと思います。皆さんから御意見ありますか。たくさん意見があったのは、中山間地域・買物支援が、意見がたくさん出ました。事務局長さん、そのほかありますか。

〇谷島孝子市議会事務局議事係長　あとは、コールセンター、産業廃棄物不法投棄対策強化事業費、大型ごみ戸別有料収集事業費がありました。青谷の上寺地遺跡もございました。意見が多かったのは、コールセンターと、先ほど委員長が言われた買物支援が多かったと思います。

◆吉野恭介分科会長　皆さん、御意見いただければと思いますが。多分、複数の人数という方、委員さんがっていうことで見ると、多分、買物支援が多かったのかなと思いますが。雲坂委員。

◆雲坂　衛分科員　いいです。

◆星見健蔵分科員　市民生活に直結したことなんで、重要な。

◆吉野恭介分科会長　かなり膨れ上がった意見も出ておりました。採算に合わせるにはという、最後のとりでみたいな話もありました。あとは、持続するっていうような、させないけんということ、人数が少なくても持続させる事業であってほしいと。あと、国への要望っていうようなことも出ました。生活インフラだよというような話もありましたので、そういったキーワードを盛り込んだもので、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介分科会長　ではこちらのほうでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、予算審査特別委員会総務企画分科会を終了し総務企画委員会を開催します。

総務企画委員会に切替え　午後３時11分　閉会

令和７年２月定例会
総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和７年３月 10 日（月）午前 10：00～
場所：本庁舎７階第１委員会室

総務部・危機管理部

—・—・—・—・—・—・—・—・—・《　総務企画委員会　》—・—・—・—・—・—・—・—・—・

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第 45 号　刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 46 号　鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 47 号　職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

議案第 57 号　鳥取市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第 64 号　包括外部監査契約の締結について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 69 号　令和６年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】

議案第 71 号　鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

—・—・—・—・—・《　予算審査特別委員会　総務企画分科会　》—・—・—・—・—・

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 11 号　令和７年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 15 号　令和７年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第 18 号　令和７年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

市民生活部

―・―・―・―・―・―・―・―・―・《　総務企画委員会　》―・―・―・―・―・―・―・―・―・

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

議案第 50 号　鳥取市手数料条例の一部改正について

議案第 65 号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 66 号　鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 69 号　令和６年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）【所管に属する部分】

◎報告

・「鳥取市自治基本条例見直し（案）」に係る市民政策コメントについて（協働推進課）

―・―・―・―・―・《　予算審査特別委員会　総務企画分科会　》―・―・―・―・―・

◎議案【予算審査分：質疑】

議案第 11 号　令和７年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 16 号　令和７年度鳥取市墓苑事業費特別会計予算

議案第 22 号　令和７年度鳥取市電気事業費特別会計予算

◎分科会長報告の取りまとめ

その他

―・―・―・―・―・―・―・―・―・《　総務企画委員会　》―・―・―・―・―・―・―・―・―・

・陳情の不採択理由の確認について

・令和７年度総務企画委員会視察について